

令和8年度 東京都中小企業制度融資案内

「東京都中小企業制度融資」とは…

中小企業のみならず、事業に必要な資金を円滑に調達していただけるよう、東京都、東京信用保証協会、金融機関の三者が協調して資金を供給するものです。

- HTT・女性活躍・DXの推進や、育業・賃上げ等への取組のほか、創業・スタートアップ、構造改革、経営の安定化等のニーズに応じた多様な融資メニューをご利用いただけます。
- 融資と併せて、信用保証料の補助や経営支援などを受けられる融資メニューがあります。

主な新規・拡充内容

中小企業の様々な取組を資金面から支援します！

○「政策課題対応資金(HTT・女性活躍・DX・育業等)」【拡充】

- 「女性活躍推進融資」：①「女性活躍推進度診断ツール」を活用し具体的な取組を計画する中小企業者等を対象に追加（信用保証料：全事業者 1/2 補助）②国の「くるみん認定」を取得した中小企業者等を対象に追加（信用保証料：全事業者 2/3 補助）
- 「働き方改革支援」：人材確保・定着に取組む中小企業者等を対象に追加（信用保証料：全事業者 2/3 補助）
- 「金融機関提案」：事業者の負担軽減を図るとともに、金融機関の多様な提案を募るため信用保証料補助率の見直し（信用保証料：令和8年度に新たに採択されたメニューは全事業者 1/2 補助）※令和7年度以前に採択されたメニューは 0.2%相当分補助

○「プロパー融資促進型」＜全国統一保証制度＞【リニューアル】

- プロパー融資の促進のため、都制度による保証付き融資の実行と同時に新たにプロパー融資を受ける中小企業者等へ対象を変更（信用保証料：全事業者 2/3 相当分補助＜国と都がそれぞれ 1/3 相当分を補助＞）

○「モニタリング強化型特別保証対応型」＜全国統一保証制度＞【新設】

- 認定経営革新等支援機関と連携し、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握している中小企業者等を支援（信用保証料：国が 1/2 相当分を補助）

○「海外展開支援」【拡充】

- 海外展開による中小企業者の成長をサポートするため、信用保証料補助対象を拡大（小規模企業者 1/2 補助→全事業者 1/2 補助）

○「設備投資・企業立地促進」【拡充】

- 設備投資や工場移転に伴う資金調達負担軽減のため、「地域経済牽引事業計画」や「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者等を対象とし、融資限度額が本則とは別に 2 億 8,000 万円となる特例を創設。また、融資期間を拡充（15 年→20 年）

○「経営力強化保証対応型」＜全国統一保証制度＞【拡充】

- コロナ関連融資の残高がある中小企業者等を対象とした特例を創設（信用保証料：全事業者 2/3 補助）

○「構造改革支援」【リニューアル】

- 「事業再構築・業態転換」をリニューアルし、「新事業進出促進補助金」の交付決定を受けた中小企業者等を対象に追加
- 金融・経営一体型支援事業（しんサポ）の支援を受けた中小企業者等、「事業再構築・業態転換」の対象は引き続き利用可能（信用保証料：全事業者 2/3 補助）

○「フェニックス金融支援パッケージ」＜全国統一保証制度＞【拡充】

- コロナ関連融資の残高がある中小企業者等を対象とした特例を創設（信用保証料：全事業者 3/4 相当分補助＜国補助後＞）

○「エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資」の継続

- エネルギー危機、円安等の要因、売上や利益率減少などの様々な要因により事業活動に影響が生じる中小企業者等を支援（信用保証料：8 千万円まで全事業者 4/5 補助、8 千万円超は 2/3 補助（小規模企業者 3/4 補助））

このパンフレット掲載の情報は、令和8年4月1日時点のものです

東京都産業労働局金融部金融課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎 19階北側 TEL 03-5320-4877



■ご利用いただける方

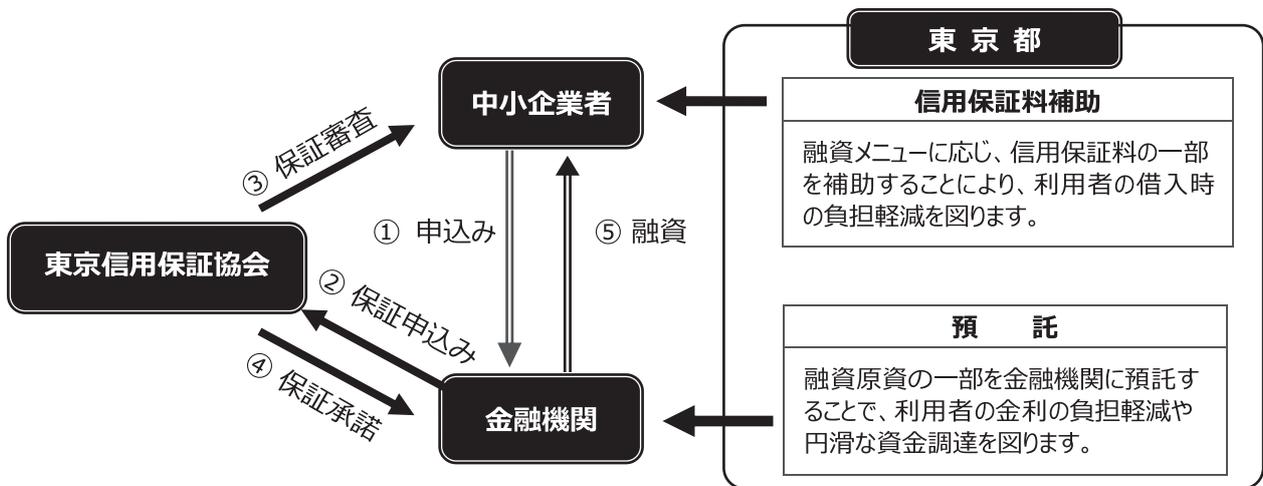
原則として、次の1から4までを全て満たす方が対象となります。

- 1 東京都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）があり、信用保証協会の保証対象業種を営む**中小企業者**又は**組合**（保証対象とならない業種：農林・漁業、宗教法人等）

▶ **中小企業者の定義は8ページをご覧ください。**

- 2 許認可等が必要な業種にあっては、当該許可等を受けている（又は、受ける）こと。
- 3 事業税等の未申告、滞納や、社会保険料の滞納がないこと（完納の見通しが立つ場合はこの限りではありません。）。
- 4 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

都制度融資のしくみ（お申込みの流れ）



【お申込みの流れ】

- ①② 取扱指定金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）の窓口で融資をお申し込みください。
東京信用保証協会（以下、「保証協会」といいます。）への保証申込みについても、取扱指定金融機関を通じ、融資申込みとあわせて行います。
- ③④ 保証協会は、保証審査を行い、保証の諾否を決定します。
- ⑤ 保証協会が保証を承諾した後、取扱指定金融機関が融資を実行します。
 - ※ 東京都産業労働局金融部金融課、商工会議所、商工会、東京都中小企業団体中央会、(公財)東京都中小企業振興公社等の相談窓口からも申し込むことができます（融資メニューにより、お取り扱いができない場合があります。）。
 - ※ 申込みにあたっては、仲介手数料、あっせん料等を要求するいわゆる金融あっせん屋にご注意ください。金融あっせん屋、暴力団等の第三者が介入する保証申込みは一切取扱いいたしません。

▶ 信用保証協会

信用保証協会とは、中小企業者が金融機関から融資を受ける際にその債務を保証し、利用者の信用を補完する機関で、信用保証協会法に基づく国の認可を受けた公的機関です。信用保証協会は、経営者の経営意欲、事業への取組姿勢、事業経歴、資金の使途、返済能力等を総合的に審査し、保証の諾否を決定します。東京都中小企業制度融資（以下、「都制度融資」といいます。）をご利用いただく場合は、保証協会の保証が必要となります。

▶ 取扱指定金融機関

都制度融資を取り扱うことのできる金融機関として、3ページの93金融機関が指定されています。

取扱指定金融機関（93金融機関・50音順）

普通銀行	足利、阿波、伊予、SBJ、愛媛、大垣共立、香川、北日本、京都、きらぼし、きらやか、群馬、京葉、高知、埼玉りそな、静岡、静岡中央、常陽、スルガ、大光、第四北越、大東、千葉、千葉興業、中国、筑波、東京スター、東邦、東和、徳島大正、栃木、富山第一、八十二長野、東日本、百十四、PayPay、北陸、北國、みずほ、三井住友、三井住友信託、三菱UFJ、武蔵野、山口、山梨中央、横浜、りそな
政府系金融機関	商工組合中央金庫
信用金庫	青木、朝日、足立成和、青梅、亀有、川崎、興産、小松川、西京、さわやか、芝、湘南、城南、城北、昭和、巢鴨、西武、世田谷、瀧野川、多摩、東栄、東京、東京三協、東京シティ、東京東、東京ベイ、飯能、目黒、横浜
信用組合	あすか、東、共立、江東、七島、青和、全東栄、第一勧業、大東京、東京厚生、東浴、中ノ郷、ハナ、文化産業
農協・漁協系統金融機関	東京都信用農業協同組合連合会、東日本信用漁業協同組合連合会

- ※ 下線のある金融機関は、都制度融資において変動金利を取り扱いません。
 ※ 融資メニュー「金融機関提案融資」は、別に定める金融機関のみのお取扱いとなります。

申込書類

申込書類は以下のとおりです。

1 共通書類

【法人の方】

- (1) 信用保証委託申込書…………… 1部
- (2) 信用保証委託契約書…………… 1部
- (3) 個人情報の取扱いに関する同意書…………… 2部
- (4) 印鑑証明書（申込人及び代表者のもの）…………… 1部
- (5) 商業登記簿謄本…………… 1部
- (6) 確定申告書（決算書）の写し（原則直近2期分）…………… 2部
- (7) 法人税又は事業税の納税の確認ができる書類…………… 1部
- (8) 見積書又は契約書の写し（設備資金の場合のみ）…………… 1部

【個人の方】

- (1) 信用保証委託申込書…………… 1部
- (2) 信用保証委託契約書…………… 1部
- (3) 個人情報の取扱いに関する同意書…………… 2部
- (4) 印鑑証明書（申込人のもの）…………… 1部
- (5) 所得税の確定申告書の写し（原則直近2期分）…………… 2部
- (6) 所得税又は事業税の納税の確認ができる書類…………… 1部
- (7) 見積書又は契約書の写し（設備資金の場合のみ）…………… 1部

2 融資メニューにより必要となる書類

上記のほかにも、融資メニューにより必要となる書類がある場合があります。詳細は、各メニューの融資条件の「必要書類」をご覧ください。

- 融資利率は、融資メニュー、融資期間、責任共有制度の対象・対象外等によって異なります。
 - 1 責任共有制度対象：信用リスクの80%を信用保証協会が、20%を金融機関が負担
 - 2 責任共有制度対象外：信用リスクの全てを信用保証協会が負担
 上記のどちらが適用されるかについては、ご利用になる取扱指定金融機関にご相談ください。
- 融資メニューには、固定金利・変動金利を選択できるものがあります。（一部金融機関では、都制度融資における変動金利の取り扱いがありません。）

1 責任共有制度の対象となる場合

融資メニュー	固定金利 [融資期間ごとに設定]					変動金利
	3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超 20年以内	
女性活躍推進	1.95%以内			2.45%以内		-
DX・イノベ・産業育成支援、働き方改革支援、ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援、HTT・ゼロエミッション支援	2.35%以内			2.85%以内		-
組合向け	2.75%以内	2.95%以内	3.15%以内	3.35%以内	-	短プラ+0.9%以内
創業、創業経保	2.35%以内	2.45%以内	2.65%以内	2.85%以内		短プラ+0.4%以内
事業承継、経営セーフ、経営一般、経営改善、危機対応、スタートアップ支援、M&A促進、エネルギー・ウクライナ・円安等	2.35%以内	2.45%以内	2.65%以内	2.85%以内	3.05%以内	-
補助金・助成金つなぎ、海外展開支援、ビジネスチャンス・ナビ、設備投資・企業立地促進、強化認定、チャレンジ、構造改革支援	2.35%以内	2.45%以内	2.65%以内	2.85%以内	3.05%以内	短プラ+0.4%以内

2 責任共有制度の対象外となる場合

融資メニュー	固定金利 [融資期間ごとに設定]					変動金利
	3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超 20年以内	
女性活躍推進	1.75%以内			2.25%以内		-
DX・イノベ・産業育成支援、働き方改革支援、ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援、HTT・ゼロエミッション支援	2.15%以内			2.65%以内		-
組合向け	2.55%以内	2.75%以内	2.95%以内	3.15%以内	-	短プラ+0.7%以内
創業、創業経保	2.15%以内	2.25%以内	2.45%以内	2.65%以内		短プラ+0.2%以内
事業承継、経営セーフ、経営一般、経営改善、危機対応、スタートアップ支援、M&A促進、エネルギー・ウクライナ・円安等	2.15%以内	2.25%以内	2.45%以内	2.65%以内	2.85%以内	-
補助金・助成金つなぎ、海外展開支援、ビジネスチャンス・ナビ、設備投資・企業立地促進、強化認定、チャレンジ、構造改革支援	2.15%以内	2.25%以内	2.45%以内	2.65%以内	2.85%以内	短プラ+0.2%以内

3 金融機関所定利率

融資メニュー	金融機関提案、事業一般・小規模特別、プロパー融資促進型、モニタリング保証対応型、経営者保証非提供促進型、プロパー借換（経営者保証非提供促進型）、クイックつなぎ（事業一般）、極度枠設定、特別借換

● 融資利率の優遇措置

以下については、融資利率の優遇措置があります。

- ・「HTT・ゼロエミッション支援」の脱炭素化促進支援特例を利用する場合 … **0.6%優遇**
- ・「小口」の小口支援特例、「創業」の創業支援特例、「創業経保」の創業経保支援特例を利用する場合 … **0.4%優遇**
- ・「HTT・ゼロエミッション支援」の地域金融機関による脱炭素化支援特例、「強化認定」の強化認定革新特例、又は「事業承継」の事業承継支援特例を利用する場合 … **0.2%優遇**
- ・「組合向け」の官公需適格特例を利用する場合 … **0.1%優遇**

責任共有制度とは

従来、制度融資をご利用いただく際には、保証協会が原則として信用リスクの全てを負担していましたが、平成19年10月1日から、保証協会と金融機関が責任を共有する「責任共有制度」が導入され、下記を除き、金融機関が信用リスクの20%相当を負担することになりました。

< 責任共有制度対象外となる保証 >

- ・ 経営安定関連（セーフティネット）保証（1から4号及び6号）
- ・ 小口零細企業保証制度に係る保証
- ・ 求償権を消滅させることを目的とした保証
- ・ 事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援対応型）制度に係る保証
- ・ 特別小口保険に係る保証
- ・ 創業関連保証
- ・ 災害関係保証
- ・ 東日本大震災復興緊急保証
- ・ 事業再生保険に係る保証
- ・ 危機関連保証

信用保証料

- 信用保証料とは、信用保証協会が債務の保証を行うために、利用者に負担していただく費用です。
- 信用保証料率は、責任共有制度の対象・対象外や経営状況等によって異なります。都制度融資の信用保証料率は、一般的な信用保証料率よりも低く設定されております。また、東京都が信用保証料の一部を信用保証協会に対して補助することにより、利用者の負担軽減を図っています。

責任共有制度の対象となる場合			責任共有制度の対象外となる場合		
区分(残高を含む合計額)		信用保証料率(年率)	区分(残高を含む合計額)		信用保証料率(年率)
500万円以下		0.27% ~ 1.19%	500万円以下		0.30% ~ 1.38%
1,000万円以下		0.33% ~ 1.33%	1,000万円以下		0.37% ~ 1.54%
1,000万円超	有担保	0.35% ~ 1.39%	1,000万円超	有担保	0.40% ~ 1.62%
	無担保	0.45% ~ 1.49%		無担保	0.50% ~ 1.72%

※セーフティネット保証等の特例保証が適用される場合は0.34%~0.80%、「事業承継経営者保証不要型（専門家の確認を受けた場合）」は、0.2%~1.15%、「創業経営者保証不要型」「再生支援（法的整理）」「協調支援型特別保証」を利用する場合は保証協会の定めるところによります。

※会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類、公認会計士又は監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書（写し）のいずれかを提出された場合は信用保証料率が0.1%優遇されます（ただし、個人事業者、組合、医療法人等は対象になりません。）。

※「事業者選択型経営者保証非提供制度」を適用する場合は、上記の信用保証料率に0.25%~0.45%が上乘せされます。

保証人及び物的担保

【保証人】

- 法人の場合…必要となる場合があります。ただし、代表者以外の連帯保証人は原則として不要です。
- 個人の場合…連帯保証人は原則として不要です。
- 組合の場合…必要となる場合があります。必要な場合は、原則として代表理事のみを連帯保証人としますが、個々の組合の事情に応じ他の理事を連帯保証人とすることができます。

なお、国の「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、原則として利用者が次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、保証協会が認める場合、法人代表者等の保証を不要とすることができます。

(1)申込金融機関が、そのプロパー融資（信用保証協会又は保証会社等による保証を付さない融資）について法人代表者等の保証を不要とし、担保による保全が図られていない場合であって、法人と代表者の分離、債務超過でもなく2期連続赤字でもない等の要件を充足している場合。

(2)法人又は代表者本人等が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全が図られる場合

また、上記(1)、(2)を満たさない場合であっても、以下のいずれにも該当する場合、信用保証料の上乗せによって法人代表者等の連帯保証を不要とすることができます。

(事業者選択型経営者保証非提供制度の適用)

- ア 過去2年間(法人の設立日から2年経過していない場合は、その期間)において貸借対照表、損益計算書等その他の財産、損益又は資金繰りの状況を示す書類を当該金融機関の求めに応じて提出している場合
- イ 直近の決算書において代表者への貸付金等がなく、かつ、代表者への役員報酬、賞与、配当等が社会通念上相当と認められる額を超えていない場合
- ウ 直近の決算において債務超過ではない(純資産の額がゼロ以上である)こと、又は直近2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字ではない場合
- エ 上記ア及びイの要件について、継続的に充足することを誓約する「事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書」を提出している場合
- オ 中小企業者が保証人の保証を提供しないことを希望している場合

【物的担保】

- 既往の保証付融資残高と新規の保証付融資額の合計が8,000万円以下の場合は、原則として無担保とします。合計が8,000万円を超える場合は、物的担保が必要となります。
- ※ 詳細については、融資ごとに定めます。

用語説明

▶ 組合

中小企業信用保険法(以下、「信用保険法」といいます。)第2条第1項に定める中小企業者のうち同項第3号、第4号及び第7号から第11号までに定める組合をいいます。

※ 対象となる組合の例: 中小企業等協同組合、消費生活協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合、酒造組合、酒販組合、内航海運組合 等

▶ 固定金利

融資実行時の融資利率が完済まで適用される金利です(条件変更時を除く。)。なお、固定金利は毎年4月と10月に指標となる金利水準等を勘案して見直しを行います。

▶ 変動金利

融資実行後の融資利率が、借入期間中の短期プライムレート(短プラ)の水準に合わせて変動する金利です。なお、短期プライムレートとは、最も信用度が高い企業に貸し出す際に適用する短期(1年以内)の最優遇金利のことです。各金融機関によって異なる場合がありますので、ご利用の際は取引金融機関にご確認ください。

▶ 金融機関所定利率

金融機関が融資案件ごとに定める利率です。ご利用の際は取引金融機関にご確認ください。

▶ セーフティネット保証

信用保険法第2条第5項の1号から8号に基づき、主務大臣が指定する事由(下記参照)に該当していることを区市町村長が認定した場合に適用される保証です。セーフティネット保証が適用される場合、以下の別枠保証が受けられます。

- ・ 無担保8,000万円(無担保無保証人2,000万円を含む。)
- ・ 有担保2億円

【セーフティネット保証の対象となる事由】

- 1号 大型倒産の発生により影響を受けている。
- 2号 取引先企業の事業活動の制限により影響を受けている。
- 3号 特定地域の災害等により影響を受けている特定業種を営む。
- 4号 特定地域の災害等により影響を受けている。
- 5号 全国的に業況が悪化している業種に属している。
- 6号 金融機関の破綻により資金繰りが悪化している。
- 7号 金融機関の合理化(支店の削減等)に伴い借入が減少している。
- 8号 整理回収機構(RCC)又は産業再生機構に貸付債権が譲渡されたが、再生可能である。

その他注意事項

- 以下の(1)～(7)のいずれかに該当する場合は、都制度融資をご利用いただけません。
 - (1) 信用保証協会の保証付融資の返済が不能となり、かわって信用保証協会から金融機関に対する支払い（代位弁済）を受けた先で、信用保証協会に債務（求償債務）が残っている場合
 - (2) 原則として、信用保証協会に対し、求償権の保証人として保証債務を負っている場合
 - (3) 銀行取引停止処分を受けている場合（原則として1回目の不渡りを出して6か月を経過していない場合を含む。）。なお、法人の代表者が銀行取引停止処分（1回目の不渡りを含む。）を受けている場合は、当該法人も原則として利用できません。
 - (4) 破産、民事再生、会社更生等法的手続中又は内整理等私的手続中の場合（それぞれ、申立て中の場合を含む。）。ただし、民事再生法等に基づく再生計画の認可を受けた場合などは「企業再生（法的整理）」の申込みができる場合もあります。
 - (5) 最終登記後12年以上経過した株式会社で、会社法第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされた場合
 - (6) 信用保証協会の保証付融資又は金融機関固有の融資について、延滞等の債務不履行がある場合
 - (7) 粉飾決算や融通手形操作を行っている場合
- 保証契約にあたっては、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ適切な対応に努めることとしています。
- この案内は、都制度融資の内容をお知らせするものです。個別の融資については審査の上で実行するため、ご希望に添えない場合があります。また、法律の認定・承認等が要件になっている融資メニューについても、認定・承認等によって自動的に融資、保証に結びつくものではありません。
- 融資条件は、融資メニューやお申込み内容によって異なりますので、詳細はお近くの取扱指定金融機関又は62～63ページの相談窓口までお問い合わせください。

▶ 中小企業者

次の表のいずれかに該当するものをいいます。

(中小企業信用保険法第2条第1項による。)

業 種	資本金 ^{※1}	従業員数 ^{※1}
製 造 業 等 ^{※2}	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ 製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下 ^{※3}
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業 ^{※4}	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅行業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下 ^{※3}
医 療 法 人 等 ^{※5}	(条件なし)	300人以下

- ※1 資本金又は従業員数のいずれか一方の要件を満たせばよい。また、個人事業者及び特定非営利活動法人は資本金の要件を適用しない。
- ※2 製造業等の「等」とは、卸売業、小売業及びサービス業以外の業種をいう。
〔業種例〕建設業、不動産業、運送業、出版業 など
- ※3 特定非営利活動法人の場合、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）は従業員数300人以下、旅館業は同100人以下。
- ※4 飲食業を含む。
- ※5 医業を主たる事業とする法人

▶ 小規模企業者

次の表のいずれかに該当するものをいいます。

(中小企業信用保険法第2条第3項による。)

業 種	従業員数
製 造 業 等 ^{※1}	20人以下
卸 売 業	5人以下
小 売 業 ^{※2}	5人以下
サ ー ビ ス 業	5人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	20人以下
旅行業	20人以下
宿泊業、娯楽業	20人以下 ^{※3}
医 療 法 人 等 ^{※4}	20人以下

- ※1 製造業等の「等」とは、卸売業、小売業・飲食業及びサービス業以外の業種をいう。
〔業種例〕建設業、不動産業、運送業、出版業 など
- ※2 飲食業を含む。
- ※3 特定非営利活動法人の場合、宿泊業及び娯楽業は従業員数5人以下。
- ※4 医業を主たる事業とする法人

令和8年度 東京都中小企業制度融資一覧①

制度一覧	DX・イノベ・産業育成支援	女性活躍推進	社会課題解決	金融機関	小規模事業	一般事業	創業	スタートアップ支援	販路開拓	設備	経営強化	構造改革等支援	事業承継	経営安定	借換	危機対応	緊急	相談窓口	融資メニュー			融資対象		
																			細目	略称	※詳細は本文中の各融資メニューの記載をご確認ください。			
																				DX・イノベ・産業育成支援融資(DX)	DX	DX	「令和8年度 東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 DX」に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合	
																				女性活躍推進融資(女性)	女性活躍推進	女性	(1)、(2)又は(3)に該当する中小企業者又は組合 (1)「令和8年度 東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 女性」に記載の融資対象のいずれかに該当するもの (2)ア及びイに該当するもの ア 常時雇用する労働者の数が100人以下のもの イ 国の「女性の活躍推進企業データベース」に登録し、一般事業主行動計画及び女性活躍に関する情報(男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1項目以上)を公表していること。 (3)東京都の「女性活躍推進診断ツール(トライアル診断を除く。)」を活用し、具体的な取組を計画していること	
																				社会課題解決融資(社会課題)	働き方改革支援	働き方	(1)又は(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)「令和8年度 東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 働き方①②③」に記載の融資対象のいずれかに該当するもの (2)ア及びイに該当するもの ア 全雇用者給与等支給額が、前事業年度と比べて1.5%以上増加していること。 イ 賃上げを通じた生産性向上や価格転嫁等に取り組むこと。	
																				金融機関提案融資(金融提案)	金融機関提案	金融提案	金融機関が有する独自の工夫、ノウハウ及びネットワークを活用した支援を受け、経営課題や政策課題の解決に取り組む中小企業者又は組合	
																				小規模事業・フリーランス向け融資(小)	小口フリーランス	小口	(国の全国統一保証制度)この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下の小規模企業者(2ページの「2定義 小規模企業者」を参照)	
																					小口支援特例	小口・支援	小口の融資対象であって、(1)又は(2)に該当すること (1) 商工会議所・商工会の経営指導を直近1年以内に6か月以上複数回受けていること。 (2) 経営革新計画に係る東京都の「フォローアップ支援(実施フォローアップ)」を受けていること。	
																					クイックつなぎ(小口)	小口つなぎ	(国の全国統一保証制度) (1)から(3)の全てを満たす小規模企業者 (1) この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。 (2) 東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。 (3) (2)の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。	
																					一般事業融資(事業)	事業一般・小規模特別	事業・小企	中小企業者又は組合
																					受注対応特例	事業・受注	「事業・小企」の融資対象であって、確定した受注(取引先から商品・サービス等の発注を受け、2年以内に売上金が入金される契約)があり、その受注に対応するための資金を必要とする中小企業者又は組合	
																					経営者保証非提供促進型	経営非提供促進	(国の全国統一保証制度)国の「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱」に定める要件に該当すること。	
																					プロパー借換(経営者保証非提供促進型)	プロパー借換	(国の全国統一保証制度)国の「プロパー融資借換特別保証制度要綱」に定める要件に該当すること。	
																					プロパー融資促進型	プロパー促進	(国の全国統一保証制度)申込金融機関においてプロパー融資の融資残高がなく、信用保証付き融資の実行と同時に新規でプロパー融資を受けること。	
																					モニタリング強化型特別保証対応型	モニタリング	(国の全国統一保証制度)国の「モニタリング強化型特別保証制度要綱」に定める要件に該当すること。	
																					クイックつなぎ(事業一般)	事業つなぎ	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1) 東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。 (2) 上記の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。	
																					補助金・助成金つなぎ	助成つなぎ	以下の(1)から(5)に該当する補助金・助成金等の交付決定を受けた事業を行う中小企業者又は組合 (1) 東京都が所管するもの (2) 東京都内の区市町村が所管するもの (3) 国及び独立行政法人・国立研究開発法人が所管するもの (4) 東京都の関係団体(都の政策連携団体・都の事業協力団体・都が設立した地方独立行政法人)が所管するもの (5) 上記(1)から(3)の機関が他の団体に委託・補助して行うもの	
																					極度枠設定	極度	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1) 引き続き2年以上(売上発生から2年以上)にわたり、原則として同一事業を営んでいること。 (2) ア又はイのいずれかに該当すること。 ア 法人の場合は、直近の決算において経常利益を計上し、債務超過でないもの。 イ 個人事業者の場合は、直近2期の所得税の確定申告において「課税される所得金額」のあるもの。	
																					組合向け	組	事業協同組合等	
																					官公需適格特例	組・官公需	「組」の融資対象であって、「官公需適格組合」としての証明を受けている組合	
																					創業融資(創業)	創業	創業	(1)から(3)のいずれかに該当するもの (1) 事業を営んでいない個人で、東京都内で創業しようとする具体的計画を有するもの (2) 創業した日から5年未満である中小企業者又は組合 (3) 東京都内で分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社
																					創業支援特例	創業・支援	「創業」の融資対象であって、(1)又は(2)に該当するもの (1) 産業競争力強化法に規定する特定創業支援等事業の支援を受けていること。 (2) 商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は保証協会より特定創業支援等事業に準ずる支援を受けていること。	
																					創業経営者保証不要型	創業経保	(国の全国統一保証制度)国の「スタートアップ創出促進保証制度要綱」に定める要件に該当すること。	
																					創業経保支援特例	創業経保・支援	「創業経保」の融資対象であって、(1)又は(2)に該当するもの (1) 産業競争力強化法に規定する特定創業支援等事業の支援を受けていること。 (2) 商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は保証協会より特定創業支援等事業に準ずる支援を受けていること。	
																					スタートアップ支援	スタートアップ	(1)又は(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)「令和8年度 東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 スタートアップ」に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (2) 次のア及びイに該当すること。 ア 創業した日又は分社化により設立された日から5年未満であること。 イ 「創業」又は「創業経保」の利用残高がある(本件と同時に融資実行する場合を含む。)こと。	
																					販路開拓融資(販路)	海外展開支援	海外展開	独立行政法人日本貿易振興機構、信金中央金庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは公益財団法人東京都中小企業振興公社による海外展開に関する支援又は自らの取組により、海外展開に関する事業計画を策定し実行する中小企業者
																					ビジネスチャンス・ナビ	ナビ	東京都の「ビジネスチャンス・ナビ」にユーザー登録している中小企業者又は組合	
																					設備投資・企業立地促進	設備立地	「設備投資(略称:設備投資)」事業の実施に必要な設備(機械・装置・工具・器具・備品等)の導入、増強、改良、補修等(テレワーク又はDX推進に資する設備並びに、ICT・IoT・AI・ロボットを活用した設備の導入を含む。)、又は建物の改修、建替等(耐震化、バリアフリー化を含む。)を行う中小企業者又は組合 「企業立地促進(略称:立地促進)」引き続き1年以上(売上発生から1年以上)同一事業を営んでおり、東京都内において工場・事務所・店舗の新増設、移転等を行う中小企業者又は組合	
																					設備立地認定特例	設備立地・認定	「設備立地」の融資対象であって、(1)又は(2)に該当する中小企業者又は組合 (1) 東京都又は都内区市町村から「地域経済牽引事業計画」の認定及び確認を受けたこと。 (2) 都内区市町村から「先端設備等導入計画」の認定を受けたこと。	

融資限度額 ()内は組合	融資期間 ()内は据置期間		融資利率(年率) ※詳細は次ページの一覧表を参照		保証人	物的担保	保証料補助	掲載 ページ			
	運転資金	設備資金	責任共有対象	責任共有対象外							
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		固定金利③	固定金利③	必要となる場合がある	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要	小規模企業者 2分の1	14			
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		固定金利④	固定金利④			全事業者 3分の2又は 2分の1	15			
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		固定金利③	固定金利③			全事業者 3分の2又は 2分の1	16			
2億8,000万円 (4億8,000万円)							全事業者 2分の1	17			
2億8,000万円 (4億8,000万円)			上記「H.T.T.・ゼロエミ」より 0.6%優遇	固定金利③			全事業者 3分の2又は 2分の1	18			
2億8,000万円 (4億8,000万円)							上記「H.T.T.・ゼロエミ」より 0.2%優遇		全事業者 3分の2		
別途「金融機関提案要領」に定めるとおり								20			
2,000万円 (同)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	—	固定金利①又は 変動金利	必要となる場合がある	原則として不要	全事業者 2分の1	22			
			—	上記「小口」より 0.4%優遇				23			
300万円 (同)	2年以内	—	—	固定金利①又は 変動金利				24			
2億8,000万円 (4億8,000万円)	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)	金融機関所定	金融機関所定			新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要	—	25		
1億円 (2億円)	2年以内 (2年以内)	—							26		
8,000万円(同) <対象となる保証毎に設定 (一般、SN4号又は5号)>	10年以内 (1年以内)								金融機関所定	—	徴求不可
2億8,000万円 (4億8,000万円) (ただし、経営者保証の 提供を受けていないプロ パ—融資残高の範囲内)	10年以内 (1年以内)	—			28						
2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (1年以内又は3年以内)		—	—	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要	全事業者 3分の1相当分 国と都がそれぞれ補助	29				
2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (1年以内)	10年以内 (3年以内)	—	—			30				
500万円 (同)	2年以内	—	金融機関所定	—			31				
1億円 (2億円) 補助金・助成金交付 決定額の未交付金額の 3分の2以内	10年以内 ただし、補助金・助成金の交付決定 から助成対象期間終了日の属する月 の6か月後の月末までの期間とする。		固定金利②又は 変動金利	固定金利②又は 変動金利			必要となる場合がある	—	32		
1億円 (2億円)	2年以内	—	金融機関所定	金融機関所定	必要となる場合がある	信用保証なし の場合 必要に応じ 有担保	33				
(2億円) (転貸1組合員 3,500万円)	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)	固定金利① 又は変動金利	固定金利① 又は変動金利			原則として不要	34			
3,500万円 (同)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	固定金利②又は 変動金利	固定金利②又は 変動金利							
3,500万円 (同)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	上記「創業」より0.4%優遇		徴求不可	徴求不可	35				
3,500万円	10年以内 (1年以内又は3年以内)		—	固定金利②又は 変動金利			新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要	全事業者 3分の2			
			—	上記「創業経保」 より0.4%優遇	36						
2億8,000万円 (同)	15年以内 (2年以内)		固定金利②又は 変動金利	固定金利②又は 変動金利	必要となる場合がある	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要	37				
2億8,000万円	15年以内 (2年以内)		固定金利②又は 変動金利	固定金利②又は 変動金利			全事業者 2分の1	38			
1億円 (同)	10年以内 (1年以内)		固定金利②又は 変動金利	固定金利②又は 変動金利			—	39			
2億8,000万円 (4億8,000万円)	20年以内 (2年以内)						固定金利②又は 変動金利	固定金利②又は 変動金利	原則必要	40	
2億8,000万円 (4億8,000万円)			新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要 ただし、工場・事務所・ 店舗の新増設、移転等 を行う場合は原則必要	全事業者 3分の2					41		

制度一覧
DX・IT支援
産業育成支援
女性活躍推進
社会課題解決
金融機関
小規模事業
一般事業
創業
スタートアップ支援
販路開拓
設備
経営強化
構造改革等支援
事業承継
経営安定
借換
危機対応
緊急相談窓口

令和8年度 東京都中小企業制度融資一覧②

融資メニュー	融資対象		※詳細は本文中の各融資メニューの記載をご確認ください。
	細目	略称	
経営強化融資(強化)	強化認定	強化認定	中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画又は経営力向上計画の認定を受けた中小企業者又は組合
	強化認定革新特例	強化認定・革新	「強化認定」の融資対象であって、東京都の経営革新計画に係るフォローアップ支援(実施フォローアップ)を受けたこと。
	経営力強化保証対応型	都経営力強化	(国の全国統一保証制度) 国の「経営力強化保証制度要綱」に定める要件に該当すること。
	都経営強化重点支援特例	都経営力強化・支援	「都経営力強化」の融資対象であって、コロナ関連融資の残高があること。
	チャレンジ	チャレンジ	「令和8年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 チャレンジ」に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合
新たな事業展開資金	構造改革等支援融資(構造改革)	構造改革	(1) から (4) までのいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1) 構造改革に関する計画書を策定していること。 (2) 国の「事業再構築補助金」の交付決定を受けたこと。 (3) 国の「中小企業新事業進出促進補助金」の交付決定を受けたこと。 (4) 東京都の「金融・経営一体型支援事業」の支援を受けていること。
事業承継融資(承継)	事業承継	承継	【事業承継一般(略称:承継一般)】 (1) から (4) のいずれかに該当する中小企業者並びに (1) 若しくは (2) のいずれかに該当する組合 (1) 事業承継を10年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組むこと。 (2) 事業承継をした日から5年未満であって、事業計画を策定し、承継後の経営の安定化等に取り組むこと。 (3) 事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けたこと。 (4) 事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けたこと。
			【事業承継経営者保証不要型(略称:承継経保)】(国の全国統一保証制度) (1) 又は (2) に該当し、かつ (3) に該当する中小企業者又は組合 (1) 保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有していること。 (2) 国の「事業承継特別保証制度要綱」に定める期間に事業承継を実施しており、事業承継日から3年を経過していないこと。 (3) アからエまで全てを満たすこと。 ア 資産超過であること、イ EBITDA 有利子負債倍率が10倍以内であること、ウ 法人・個人の分離がなされていること、エ 返済遅延している借入金が無いこと。
			【事業承継個人融資型(略称:承継個人)】 (1) 又は (2) のいずれかに該当するもの (1) 事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けた中小企業者の「代表者個人」 (2) 事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けた「事業を営んでいない個人」
	事業承継支援特例	承継・支援	【事業承継支援特例(略称:承継・支援)】 「承継」の融資対象であって、(1) から (3) のいずれかに該当するもの(ただし、「承継個人」(2) は本特例の適用範囲外) (1) 東京都の「地域持続化支援事業」の支援を1年以内に複数回受けたこと。 (2) 東京都の「事業承継・再生支援事業」の支援を1年以内に複数回受けたこと。 (3) 東京都の「地域金融機関による事業承継ネットワーク構築支援事業」の支援を1年以内に受けたこと。
	M&A 促進	M&A	M&A に取り組む中小企業者(売却・買収は問わない。ただし、売却側は、M&A 実施後に残存事業を継続することを前提としている場合のみ)
経営の安定化資金	経営安定融資(経営)	経営セーフ	セーフティネット保証に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者又は組合(2ページの「2定義 セーフティネット保証」を参照)
	経営一般	経営一般	(1) から (9) までのいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1) 「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が前年同期と比較して、5%以上減少していること。 (2) 「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が令和2年1月以前の直近同期と比較して、5%以上減少していること。 (3) 売上原価の20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇の一方で、価格転嫁できていないこと。 (4) 「最近3か月間の売上高営業利益率」が前年同期と比較して、20%以上減少していること。 (5) 金融機関からの総借入金が前年同期比10%以上減少していること。 (6) 倒産等企業に事業上の債権を有していること。 (7) 災害により事業活動に影響を受けていること。 (8) 東京都知事が指定するもの(アスベスト対策)
			(9) 東京都知事が指定するもの(米国税措置関連) 米国税措置の影響を受けており、「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が前年同期と比較して減少していること。
			【事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)制度要綱】に定める要件に該当すること。
	経営改善フェニックス金融支援パッケージ	フェニックス	【フェニックス】の融資対象であって、コロナ関連融資の残高があること。
	借換融資(借換)	特別借換	特別借換 (1) 及び (2) に該当する中小企業者又は組合 (1) 保証協会の保証付融資を利用していること。 (2) 事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。
	災害復旧資金融資(災)	災害復旧	災 東京都知事が指定した災害により損失を受けている中小企業者又は組合
危機対応融資(危機)	危機対応	危機 (1) 又は (2) のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1) 東日本大震災復興緊急保証制度に係る区市町村長等の認定等を受けたこと。 (2) 危機関連保証に係る区市町村長の認定を受けたこと。	
エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資(エネルギー・ウクライナ・円安等)	エネルギー・ウクライナ情勢・円安等	エネルギー・ウクライナ・円安等 (1) 及び (2) に該当する中小企業者又は組合 (1) エネルギー情勢、円安又はエネルギー関連の要因等を発端として、事業活動に影響を受けていること。 (2) 次のいずれかに該当するもの ア 「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が前年同期と比較して、10%以上減少していること。 イ 「最近1か月間の売上高総利益率」が前年同月と比較して、10%以上減少していること。 ウ 「最近1か月間の売上高営業利益率」が前年同月と比較して、10%以上減少していること。	

融資利率一覧表 (融資利率は令和8年4月1日現在のもので、市中金利の動向等により、年度途中において改定する場合があります)

【責任共有対象】

金利種別	固定金利					変動金利	
	融資期間	3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内		10年超
利率区分	①	2.75%以内	2.95%以内	3.15%以内	3.35%以内	3.55%以内	短プラ※ +0.9%以内
	②	2.35%以内	2.45%以内	2.65%以内	2.85%以内	3.05%以内	短プラ※ +0.4%以内
	③		2.35%以内		2.85%以内		—
	④			1.95%以内		2.45%以内	—

※ 各指定金融機関が定める短期プライムレート(優良企業向けの短期貸出(1年未満の期間の貸出)に適用する最優遇金利)

融資限度額 ()内は組合	融資期間 ()内は据置期間		融資利率(年率) ※詳細は下段の一覧表を参照		保証人	物的担保	保証料補助	掲載ページ
	運転資金	設備資金	責任共有対象	責任共有対象外				
1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)		固定金利②又は 変動金利	固定金利②又は 変動金利	必要となる場合がある		小規模企業者 2分の1	42
			上記「強化認定」より0.2%優遇					
2億8,000万円 (4億8,000万円)	5年又は 10年以内 (1年以内)	7年又は 10年以内 (1年以内)	固定金利②	—	必要となる場合がある		全事業者 3分の2	44
								45
1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)		固定金利②	固定金利②	必要となる場合がある		—	46
2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内又は5年以内)		固定金利②又は 変動金利	固定金利②又は 変動金利			全事業者 3分の2	47
2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)		固定金利②	固定金利②	必要となる場合がある		全事業者 3分の2	48
2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (1年以内)		固定金利②	—			徴求不可	全事業者 3分の2 又は 0.2%相当分
2億8,000万円	15年以内 (2年以内)		固定金利②	固定金利②	必要となる場合がある	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要	全事業者 3分の2	50
2億8,000万円 (4億8,000万円)	「承継」の各融資対象と同様		上記「承継」より0.2%優遇				「承継」の各融資 対象と同様	51
2億8,000万円	15年以内 (5年以内)		固定金利②	固定金利②	必要となる場合がある		全事業者 3分の2	52
2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)		固定金利②	固定金利②			小規模企業者 2分の1	53
2億8,000万円 (4億8,000万円)					15年以内 (3年以内)	全事業者 2分の1		54
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (3年以内)		全事業者 国補助後の事業者負担の 3分の2相当分を都が補助	56				
既往の保証付融資残高 及び事業計画実施 に必要な資金の範囲内 (同)	10年以内 (1年以内)	—	金融機関所定	金融機関所定	必要となる場合がある		全事業者 国補助後の事業者負担の 4分の3相当分を都が補助	57
			小規模企業者 2分の1	58				
原則として一災害 8,000万円(同) <災害毎に設定>	原則として10年以内 (1年以内) <災害毎に設定>		固定金利 2.35%以内	固定金利 2.15%以内	必要となる場合がある	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8千万円超の場合は 原則必要	全事業者 全額	—
2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)		—	固定金利②			全事業者 2分の1	59
2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (5年以内)		固定金利②	固定金利②		全事業者5分の4 又は3分の2 (小規模企業者は 5分の4又は4分の3)	60	

【責任共有対象外】

金利種別	固定金利					変動金利	
	融資期間	3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超	共通
利率区分	①	2.55%以内	2.75%以内	2.95%以内	3.15%以内	3.35%以内	短プラ※ +0.7%以内
	②	2.15%以内	2.25%以内	2.45%以内	2.65%以内	2.85%以内	短プラ※ +0.2%以内
	③	2.15%以内			2.65%以内		—
	④	1.75%以内			2.25%以内		—

特徴

DXの推進、革新的な製品・サービス等の事業化、成長産業分野に取り組む方に

DX・イノベ・産業育成支援

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、以下リンクまたはQRコード先「DX・イノベ・産業育成支援」に記載の事業名/取組名及び実施事項に該当する方
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi>



融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額※	2億8,000万円(組合4億8,000万円)		
融資期間	15年以内(据置期間2年以内を含む。)		
融資利率 (年率)	責任共有制度の 対象となる場合	固定金利	7年以内 2.35%以内 7年超15年以内 2.85%以内
	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	7年以内 2.15%以内 7年超15年以内 2.65%以内
返済方法	分割返済(元金据置期間は2年以内)。ただし、融資期間が2年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書又は手形貸付とすることができます。		
信用保証料補助	信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の2分の1		
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・3ページの申込書類の「1 共通書類」 ・「DX・イノベ・産業育成支援」申込書 ・「DX・イノベ・産業育成支援」支援内容証明書兼個人情報の利用に関する同意書(必要な場合に限る) ・上記リンク又はQRコード先「DX・イノベ・産業育成支援」に記載の必要書類(必要な場合に限る) 		

※ 令和2年度の「イノベ」及び「成長産業」、並びに令和3年度以降の「DX」の既往融資残高を含めます。

女性活躍支援

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、以下のいずれかを満たすもの

・ 以下リンクまたは QR コード先「女性」に記載の事業名 / 取組名及び実施事項に該当する方

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi>

・ 次のア及びイを満たすこと

ア 常時雇用する労働者の数が 100 人以下のもの

イ 国の「女性の活躍推進企業データベース」に登録し、一般事業主行動計画（女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく計画）及び女性活躍に関するデータ（男女間賃金差異及び女性管理職比率に加えて、1 項目以上）を公表していること。

・ 東京都の「女性活躍推進度診断ツール（トライアル診断を除く。）」を活用し、具体的な取組を計画していること。



融資条件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）		
融資期間	15 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の 対象となる場合	固定金利	7 年以内 1.95%以内 7 年超 15 年以内 2.45%以内
	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	7 年以内 1.75%以内 7 年超 15 年以内 2.25%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 2 年以内）。ただし、融資期間が 2 年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書又は手形貸付とすることができます。		
信用保証料補助	信用保証料の 3 分の 2 又は 2 分の 1		
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 ページの申込書類の「1 共通書類」 ・ 「女性活躍推進」申込書 ・ 上記リンク又は QR コードの必要書類（必要な場合に限る） ・ 東京都の「女性活躍推進度診断ツール（トライアル診断を除く。）」を活用していることが確認できる書類の写し（必要な場合に限る） 		

働き方改革支援

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、以下のいずれかの要件を満たすもの

- ・ 以下リンク又はQRコード先「働き方①、②、③」に記載の事業名/取組名及び実施事項に該当する方
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi>
- ・ 全雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて1.5%以上増加しており、かつ、生産性向上や価格転嫁等に取り組む方



融資条件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額※	2億8,000万円(組合4億8,000万円)		
融資期間	15年以内(据置期間2年以内を含む。)		
融資利率(年率)	責任共有制度の 対象となる場合	固定金利	7年以内 2.35%以内 7年超15年以内 2.85%以内
	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	7年以内 2.15%以内 7年超15年以内 2.65%以内
返済方法	分割返済(元金据置期間は2年以内)。ただし、融資期間が2年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付とすることができます。		
信用保証料補助	信用保証料の3分の2又は2分の1		
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3ページの申込書類の「1 共通書類」 ・ 「働き方改革支援」申込書 ・ 上記リンク又はQRコード先「働き方改革支援」に記載の必要書類(必要な場合に限る) 		

※ 令和元年度の「働き方改革」並びに令和2年度以降の「働き方」、「働き方・女性」及び「働き方・テレ宣」の既往融資残高を含めます。

ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、以下リンクまたはQRコード先「ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援」に記載の事業名/取組名及び実施事項に該当する方

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi>



融資条件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額※	2億8,000万円(組合4億8,000万円)		
融資期間	15年以内(据置期間2年以内を含む。)		
融資利率 (年率)	責任共有制度の 対象となる場合	固定金利	7年以内 2.35%以内 7年超15年以内 2.85%以内
	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	7年以内 2.15%以内 7年超15年以内 2.65%以内
返済方法	分割返済(元金据置期間は2年以内)。ただし、融資期間が2年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書又は手形貸付とすることができます。		
信用保証料補助	信用保証料の2分の1		
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・3ページの申込書類の「1 共通書類」 ・「ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援」申込書 ・上記リンク又はQRコード先「ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援」に記載の必要書類 		

※ 令和2年度以降の「ソーシャル」の既往融資残高を含めます。

特徴

省エネルギー対策や再生可能エネルギーの活用、ZEVの活用など、HTT・ゼロエミッション化に取り組む方に

HTT・ゼロエミッション支援

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、以下リンクまたはQRコード先「HTT・ゼロエミ①、②」に記載の事業名/取組名及び実施事項に該当する方
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi>



融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額※	2億8,000万円(組合4億8,000万円)		
融資期間	15年以内(据置期間2年以内を含む。)		
融資利率(年率)	責任共有制度の対象となる場合	固定金利	7年以内 2.35%以内 7年超15年以内 2.85%以内
		固定金利	7年以内 2.15%以内 7年超15年以内 2.65%以内
返済方法	分割返済(元金据置期間は2年以内)。ただし、融資期間が2年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書又は手形貸付とすることができます。		
信用保証料補助	信用保証料の3分の2又は2分の1		
必要書類	3ページの申込書類の「1 共通事項」のほか、上記リンク又はQRコード先「HTT・ゼロエミッション支援」に記載の必要書類		

※ 令和2年度以降の「脱炭素・ゼロエミ」の既往融資残高を含めます。

HTT・ゼロエミッション支援 (脱炭素化促進支援特例)

▶特例措置～「HTT・ゼロエミッション支援」の金利から0.6%優遇

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、以下リンクまたはQRコード先「HTT・ゼロエミッション支援（脱炭素化支援特例）」に記載の事業名 / 取組名及び実施事項に該当する方

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/youushi/youushi>



融 資 条 件

融資利率以外の融資条件	HTT・ゼロエミッション支援に準ずる。
融資利率(年率)	HTT・ゼロエミッション支援の融資利率から0.6%優遇した金利
必要書類	3ページの申込書類の「1 共通事項」のほか、上記リンク又はQRコード先「ゼロエミ・促進」に記載の必要書類

HTT・ゼロエミッション支援 (地域金融機関による脱炭素化支援特例)

▶特例措置～「HTT・ゼロエミッション支援」の金利から0.2%優遇

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、以下リンクまたはQRコード先「HTT・ゼロエミッション支援（地域金融機関による脱炭素化支援特例）」に記載の事業名 / 取組名及び実施事項に該当する方

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/youushi/youushi>



融 資 条 件

融資利率以外の融資条件	HTT・ゼロエミッション支援に準ずる。
融資利率(年率)	HTT・ゼロエミッション支援の融資利率から0.2%優遇した金利
必要書類	3ページの申込書類の「1 共通事項」のほか、上記リンク又はQRコード先「ゼロエミ・連携」に記載の必要書類

金融機関提案融資

特徴

金融機関による独自の支援を受けたい方に

金融機関提案

「2050 東京戦略 3 か年のアクションプラン」の実現を金融の側面から推進可能な融資スキームを金融機関が提案し、他の支援機関等と連携して経営支援を行う融資です。

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合

融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	取扱金融機関所定の融資限度額。ただし、2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）の範囲内
融資期間	取扱金融機関ごとに定めます。
融資利率（年率）	
返済方法	
融資形式	
信用保証料補助	信用保証料の 0.2% 相当分（令和 8 年度新規採択分は 2 分の 1）
必要書類	取扱金融機関ごとに定めます。

制度一覧

DX・イノベーション育成支援

女性活躍推進

社会課題解決

金融機関提案

小規模事業

一般事業

創業

スタートアップ支援

販路開拓

設備

経営強化

構造改革等支援

事業承継

経営安定

借換

危機対応

緊急

相談窓口

融資の詳細、お申込み方法等につきましては、各取扱金融機関の窓口にお問い合わせください。

○ 西武信用金庫 【健康経営支援】

対象企業	健康経営について取り組みしており、「健康優良企業」及び「健康経営優良法人」の認定取得、又は、既に認定取得済で更に健康経営の偏差値を上げたい中小企業に向けて、西武信用金庫の支援を受けている中小企業者又は組合
資金使途	運転資金・設備資金 ただし、健康経営に係る資金使途であること
特 徴	都内中小企業者及び組合に対し、健康経営を推進することで従業員の定着化・業務効率の向上・取引先からの信頼向上による企業価値向上

○ 多摩信用金庫 【SDGs 支援】

対象企業	多摩信用金庫に「SDGs 賛同書」を提出し、多摩信用金庫から「SDGs 行動宣言書」の発行を受けており、多摩信用金庫の支援により、自社のCO2排出量の算定（可視化）を行っている中小企業者又は組合
資金使途	運転資金・設備資金 ただし、当該 SDGs 支援に係る資金使途であること
特 徴	中小企業の SDGs への取り組みやサプライチェーン全体での脱炭素化への取り組み強化を支援

○ 西京信用金庫 【防災対策】

対象企業	耐震工事や防水工事等の防災対策設備投資を行おうとする中小企業者又は組合
資金使途	運転資金・設備資金 ただし、防災対策計画の実施に必要な資金に限る。
特 徴	防災対策に取り組む都内中小企業者及び組合に対し、外部専門機関等と連携した総合的な支援と併せて防災対策に必要な資金を融資することによる防災対策の促進

○ みずほ銀行 【人材活用支援】

対象企業	当該取扱金融機関指定のヒアリングシートを作成し、外部人材の活用に取り組む中小企業者又は組合
資金使途	運転資金・設備資金
特 徴	外部人材活用に取り組んでいるもしくは取り組む予定の中小企業者に対して、外部専門機関等と連携し経営課題の抽出や課題解決のサポート支援に併せて必要な資金を融資することにより、経営基盤の強化を支援

○ 多摩信用金庫 【たましんレジリエンス経営支援（世界情勢対策）】

対象企業	以下いずれも満たすこと ・世界情勢の変動や災害等により、事業活動に影響を受けていること。 ・取扱金融機関指定の「チャレンジ宣言」を作成し、レジリエンス経営に取り組むこと。
資金使途	運転資金・設備資金
特 徴	世界情勢の変動や災害等のリスクに対応したレジリエンス経営に取り組む中小企業者等に対し、外部専門機関等と連携した課題解決支援と併せて必要な資金を融資することにより、経営基盤の強化及び地域経済の活性化を図る

特徴

小口資金を調達したい方に

小口フリーランス [小口零細企業保証制度]

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件のほか、次の（１）及び（２）を満たす方

（１）信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者として次のアからカまでのいずれかに該当すること。

ア 常時使用する従業員の数が20人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人であって、農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）以外の業種に属する事業（以下「特定事業」といいます。）を行う方（イに掲げる方を除く。）

イ 常時使用する従業員の数がその業種ごとに信用保険法施行令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行う方

ウ 事業協同小組合であって、特定事業を行う方又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者である方

エ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下の方

オ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下の方

カ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下の方（上記アからオに掲げる方を除く。）

（２）この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。

融資条件

資金用途	運転資金・設備資金	
融資限度額	2,000万円（全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高を含める。）	
融資期間	運転資金 7年以内（据置期間1年以内を含む。） 設備資金 10年以内（据置期間1年以内を含む。）	
融資利率（年率）	固定金利	3年以内 2.55%以内
		3年超5年以内 2.75%以内
	変動金利	5年超7年以内 2.95%以内
		7年超 3.15%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができます。	
融資形式	証書貸付又は手形貸付。ただし、融資期間が6か月以内の場合は手形割引又は電子記録債権割引とすることができます。	
信用保証料補助	信用保証料の2分の1	
必要書類	・3ページの申込書類の「1 共通書類」	

小口 フリーランス [小口支援特例]

▶ 特例措置 ～ 「小口 フリーランス」の金利から 0.4%優遇

<p>ご利用いただける方</p>	<p>「小口 フリーランス」をご利用いただける方で、次のいずれかを満たす方 (1) 商工会議所・商工会の経営指導を直近 1 年以内に 6 か月以上複数回受け、その証明を受けていること。 (2) 経営革新計画（中小企業等経営強化法）に係る東京都のフォローアップ支援（実施フォローアップ）を受けたことについて確認申請書により確認を受けていること。</p>
<p>必要書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・3 ページの申込書類の「1 共通書類」 ・上記（1）の場合、商工会議所・商工会が発行する経営指導内容証明書（支援団体には、経営指導内容証明依頼書を提出してください。） <p>※証明書の有効期間は発行日から 30 日です。受領後は速やかにお申込みください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記（2）の場合、確認書

< 融資の流れ >



特徴

迅速に小口のつなぎ資金を調達したい方に

クイックつなぎ（小口）【小口零細企業保証制度】

ご利用いただける方

- (1) から (3) の全てを満たす小規模企業者
- (1) この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。
- (2) 東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。
- (3) (2) の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。

融 資 条 件

資金使途	運転資金
融資限度額	300万円
融資期間	2年以内
融資利率（年率）	固定金利 2.55%以内 変動金利 「短プラ+0.7%」以内
返済方法	分割返済（据置期間なし）。ただし、融資期間が1年以内の場合は、一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付
信用保証料補助	信用保証料の2分の1
必要書類	3ページの申込書類の「1 共通書類」

事業一般・小規模特別

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合

融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）
融資期間	運転資金 7 年以内（据置期間 6 か月以内を含む。） 設備資金 10 年以内（据置期間 6 か月以内を含む。）
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は 6 か月以内）。ただし、融資期間が 6 か月以内の場合は一括返済とすることができます。
融資形式	証書貸付又は手形貸付
必要書類	3 ページの申込書類の「1 共通書類」

事業一般（受注対応特例）

▶ 特例措置 ～ 将来的な売上金の入金に応じて返済方法を柔軟に設定

ご利用いただける方

取引先から商品・サービス等の発注を受け、2 年以内に売上金が入金される契約があり、その契約を履行するための資金を必要とする中小企業者又は組合

融 資 条 件

資金使途	運転資金
融資限度額	1 億円（組合 2 億円）
融資期間	2 年以内（据置期間 2 年以内を含む。ただし、融資期間を超えない範囲内とする。）
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金返済据置期間は 2 年以内）又は一括返済。ただし、対応する受注による売上金の入金に応じた返済方法を設定することができます。
融資形式	証書貸付又は手形貸付
必要書類	・ 3 ページの申込書類の「1 共通書類」 ・ 対応する受注の内容が確認できる資料の写し

平成 14 年度以降の「自律」（「つなぎ」「借換」を除く。）及び平成 26 年度以降の「事業一般」及び令和 3 年度までの「小企」、令和 4 年度以降の「事業・小企」、「事業・受注」の既往融資残高を含めます。

経営者保証非提供促進型

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱」に定める要件に該当すること（国の全国統一保証制度）

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	対象の保証ごとに8,000万円
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む）
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元本据置期間は1年以内）。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができます。
融資形式	証書貸付又は手形貸付
信用保証料補助	国の保証制度要項による。 （令和8年4月1日から令和9年3月31日までの保証申込分については、国が0.05%の保証料補助を実施）
必要書類	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱に定める「事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書」

プロパー借換（経営者保証非提供促進型）

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、「プロパー融資借換特別保証制度要綱」に定める要件に該当すること（国の全国統一保証制度）

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	2億8,000万円（組合4億8,000万円）。ただし、申込金融機関における融資限度額（既往の本制度残高を含む。）は、当該金融機関の経営者保証を提供していないプロパー融資残高の範囲内とする。
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元本据置期間は1年以内）。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができます。
融資形式	証書貸付又は手形貸付
信用保証料補助	金融機関及び融資対象者の責務及び報告などその他の条件については、国の「プロパー融資借換特別保証制度要綱」の定めるとおりとする。
必要書類	プロパー融資借換特別保証制度要綱に定める「財務要件等確認書」 プロパー融資借換特別保証制度要綱に定める「借換債務等確認書」

一般事業融資

特徴

金融機関のプロパー融資と同時に融資を受けたい方に

プロパー融資促進型（プロパー促進）

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、申込金融機関においてプロパー融資残高がなく、本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を新規で受けること。

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	2億8,000万円（組合4億8,000万円）
融資期間	運転資金 10年以内（据置期間1年以内を含む。） 設備資金 10年以内（据置期間3年以内を含む。）
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年又は3年以内）。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができます。
融資形式	証書貸付又は手形貸付
信用保証料補助	国の保証制度要項による。 なお、国の補助に加え、東京都が信用保証料の3分の1相当分を補助する。
必要書類	協調支援型特別保証制度要綱に定める「申込人資格要件申告書兼誓約書」 協調支援型特別保証制度要綱に定める「経営行動計画書」（金融機関のプロパー協調融資を受けない場合） プロパー融資促進型該当届

モニタリング強化型特別保証対応型

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出していること。なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が5割以上であるものに限る。

融資条件

資金用途	運転資金・設備資金
融資限度額	2億8,000万円（組合4億8,000万円）
融資期間	運転資金 10年以内（据置期間1年以内を含む。） 設備資金 10年以内（据置期間3年以内を含む。）
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年又は3年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料補助	国の保証制度要綱による。 （令和8年4月1日から令和9年3月31日までの保証申し込み分については、国が信用保証料の2分の1相当分を補助）
必要書類	国の保証制度要綱に定める「モニタリング強化型特別保証制度資格要件申告書兼誓約書」

一般事業融資

特徴 迅速につなぎ資金を調達したい方に

クイックつなぎ（事業一般）

ご利用いただける方

- 2 ページの「ご利用いただける方」の条件のほか、次の（１）及び（２）を満たす中小企業者又は組合
- （１） 都制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。
 - （２） 上記の保証付融資の元金を、原則として 1 年以上にわたり約定どおり返済していること。

融 資 条 件

資金使途	運転資金
融資限度額*	500 万円
融資期間	2 年以内
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	原則、分割返済（据置期間なし）。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は、一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付
必要書類	3 ページの申込書類の「1 共通書類」

※ 平成 14 年度以降の「つなぎ」、平成 22 年度の「つなぎ・円高」、平成 26 年度以降の「クイック・短期」、平成 30 年度の「事業・短期」、平成 31(令和元)年度の「事業・つなぎ」及び令和 2 年度以降の「事業つなぎ」の既往融資残高を含めます。

補助金・助成金つなぎ

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、補助金・助成金（①東京都が所管するもの ②東京都内の区市町村が所管するもの ③国及び独立行政法人・国立研究開発法人が所管するもの ④都の政策連携団体・事業協力団体・地方独立行政法人（これらの団体・法人として東京都総務局総務部グループ経営戦略課のホームページに掲載されている団体） ⑤ ①～③の機関が他の団体に委託・補助して行うものに該当する補助金・助成金等）の交付決定を受けた事業を行う方

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額	1億円(組合2億円)(補助金・助成金交付決定額の未交付金額の3分の2以内)		
融資期間	10年以内(補助金・助成金の助成対象期間終了日の属する月の6か月後の月末まで)		
融資利率(年率)	責任共有制度の対象となる場合	固定金利	3年以内 2.35%以内 3年超5年以内 2.45%以内 5年超7年以内 2.65%以内 7年超 2.85%以内
		変動金利	「短プラ+0.4%」以内
	責任共有制度の対象外となる場合	固定金利	3年以内 2.15%以内 3年超5年以内 2.25%以内 5年超7年以内 2.45%以内 7年超 2.65%以内
		変動金利	「短プラ+0.2%」以内
返済方法	原則、期日一括返済(当該助成金・補助金の当該助成金の受領日に一括返済とする。また、中間払いが発生する場合は中間払い受領金額分を、受領する都度内入れするものとする。)		
申込書類	<ul style="list-style-type: none"> ・3ページの申込書類の「1 共通書類」 ・「補助金・助成金つなぎ」申込書 ・補助金・助成金の事業申請書の写し ・補助金・助成金の交付決定通知書の写し 		

一般事業融資

特徴

限度額内で繰り返し資金を調達したい方に

極度枠設定

ご利用いただける方

- 2 ページの「ご利用いただける方」の条件のほか、次の（１）及び（２）を満たす中小企業者又は組合
- （１）引き続き 2 年以上（売上発生から 2 年以上）にわたり、原則として同一事業を営んでいること。
 - （２）次のア又はイのいずれかに該当すること。
 - ア 法人の場合は、直近の決算において経常利益を計上し、債務超過でないもの
 - イ 個人事業者の場合は、直近 2 期の所得税の確定申告において「課税される所得金額」のあるもの

融 資 条 件

資金使途	運転資金
融資限度額※	極度額 1 億円（組合 2 億円）
融資期間	2 年以内
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	一括返済
融資形式	手形貸付（極度貸付）
必要書類	3 ページの申込書類の「1 共通書類」

※ 平成 16 年度以降の「極度」の極度額及び平成 13 年度以降の「計画 1」の極度額を含めます。

特徴

組合の事業資金や組合員への転貸資金を調達したい方に

▶ 特例措置 ~ 官公需適格特例は「組合向け」の金利から0.1%優遇

組合向け

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす組合

融 資 条 件

資金使途	(1) 組合員（中小企業者に限る。）に対する転貸資金。ただし、保証協会の保証付融資の場合には、代表理事が代表者（個人事業者の場合には事業主）となっている組合員のみに対する転貸資金は融資対象外とします。 (2) 組合の事業資金		
融資限度額*	2 億円（転貸資金の場合、1 組合員につき 3,500 万円）		
融資期間	運転資金 7 年以内（据置期間 6 か月以内を含む。） 設備資金 10 年以内（据置期間 6 か月以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の対象となる場合	固定金利	3 年以内 2.75%以内 3 年超 5 年以内 2.95%以内 5 年超 7 年以内 3.15%以内 7 年超 3.35%以内
		変動金利	「短プラ+0.9%」以内
	責任共有制度の対象外となる場合	固定金利	3 年以内 2.55%以内 3 年超 5 年以内 2.75%以内 5 年超 7 年以内 2.95%以内 7 年超 3.15%以内
		変動金利	「短プラ+0.7%」以内
官公需適格特例：「官公需適格組合」としての証明を受けた方は、上記の金利から 0.1%優遇します。			
返済方法	分割返済（元金据置期間は 6 か月以内）。ただし、融資期間が 6 か月以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	(1) 保証協会の保証を付ける場合：証書貸付又は手形貸付 (2) 保証協会の保証を付けない場合：金融機関所定の融資形式		
物的担保	(1) 保証協会の保証を付ける場合：5 ページに定めるとおり。ただし、転貸資金は 1 組合員 1,000 万円以下の場合、原則として無担保 (2) 保証協会の保証を付けない場合：必要に応じ物的担保を要します。		
その他	受付機関は、取扱指定金融機関（商工組合中央金庫）、東京都中小企業団体中央会のみ		
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資申込受付期間の定める書類 ・ 「官公需適格特例」の場合は、上記のほか、官公需適格組合証明書の写し 		

※ 平成 16 年度以降の「組（「組・官公需」を含む。）」及び平成 15 年度以前の「組 1」「組 2」の既往融資残高を含めます。

特徴

新規の創業資金、創業後の事業資金を調達したい方に

- ▶ 特例措置 ~ 創業支援特例/創業経保支援特例は「創業/創業経営者保証不要型」の金利から0.4%優遇

創業

ご利用いただける方

- 【融資対象1】〔創業前〕 事業を営んでいない個人であって、1か月以内に新たに個人で又は2か月以内に新たに会社を設立して東京都内で創業しようとする具体的計画を有し、2ページの「ご利用いただける方」の2から4の条件を全て満たす方
- 【融資対象2】〔創業後〕 2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たし、創業した日から5年未満である中小企業者及び組合（個人で創業し、同一事業を法人化した方で、個人で創業した日から5年未満の方を含む。）
- 【融資対象3】〔分社化〕 2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たし、東京都内で分社化（※1）しようとする具体的な計画を有する会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額※2	3,500万円		
融資期間	運転資金 7年以内（据置期間1年以内を含む。） 設備資金 10年以内（据置期間1年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の対象となる場合	固定金利	3年以内 2.35%以内 3年超5年以内 2.45%以内 5年超7年以内 2.65%以内 7年超 2.85%以内
		変動金利	「短プラ+0.4%」以内
	責任共有制度の対象外となる場合	固定金利	3年以内 2.15%以内 3年超5年以内 2.25%以内 5年超7年以内 2.45%以内 7年超 2.65%以内
		変動金利	「短プラ+0.2%」以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
信用保証料補助	信用保証料の3分の2		

- ※1 中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立すること。ただし、新たな会社への出資比率が著しく低く、かつ既存の会社の資金以外の経営資源を活用していない場合を除きます。
- ※2 平成18年度以降の「ベンチャー」、平成17年度以降の「創業（「創業・先進」を除く。）」、平成16年度の「創業前」「創業後」及び平成15年度以前の「創業」「創業1」「創業2」「創業3」の既往融資残高を含めます。ただし、「創業関連保証」以外の無担保保険に係る保証を合わせて利用する場合は、無担保保険の範囲内とします。なお、融資限度額は、令和5年度の「創業・先進」との合算で8,000万円以内とします。

必要書類

共通	<ul style="list-style-type: none"> 3ページの申込書類の「1 共通書類」。ただし、確定申告の時期が未到来の場合については「確定申告書（決算書）の写し」及び「納税証明書」は不要 創業計画添付書及び創業計画書（創業計画書については、公益財団法人東京都中小企業振興公社の創業支援を受け、策定した創業計画書で代用することができます。また、区市町村の制度融資と併用する場合は、区市町村所定の創業計画書で代用することができます。）
----	--

▶ 法人代表者の保証が不要

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者で、「スタートアップ創出促進保証制度要綱」に定める要件に該当すること（国の全国統一保証制度）

融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金	
融資限度額*	3,500万円	
融資期間	10年以内（据置期間1年以内又は3年以内を含む。）	
融資利率（年率）	固定金利	3年以内 2.15%以内 3年超5年以内 2.25%以内 5年超7年以内 2.45%以内 7年超 2.65%以内
	変動金利	「短プラ+0.2%」以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）。ただし、申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とすることができます。	
融資形式	証書貸付	
信用保証料補助	保証協会の定める信用保証料率に0.2%を上乗せした信用保証料から、信用保証料の3分の2	
保証人・物的担保	徴求不可	
その他	金融機関及び融資対象者の責務及び報告などその他の条件については、国の「スタートアップ創出促進保証制度要綱」の定めるとおとします。	
必要書類	創業計画添付書及び創業計画書（スタートアップ創出促進保証制度用）	

※ 平成18年度以降の「ベンチャー」、平成17年度以降の「創業」、平成16年度の「創業前」「創業後」及び平成15年度以前の「創業」「創業1」「創業2」「創業3」の既往融資残高を含めます。

※ 融資限度額は、令和5年度の「創業・先進」との合算で8,000万円以内とします。

創業融資

創業（創業支援特例/創業経保支援特例）

▶ 特例措置 ～ 「創業/創業経営者保証不要型」の金利から0.4%優遇

ご利用いただける方

「創業」、「創業経営者保証不要型」をご利用いただける方で、次のいずれかを満たす方

- (1) 産業競争力強化法第2条第24項第1号に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受け、区市町村長の証明を受けていること。（※1）
- (2) 商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は保証協会より認定特定創業支援等事業に準ずる支援（※2）を受け、その証明を受けたこと。

必要書類

- ・「創業」、「創業経営者保証不要型」の必要書類
- ・認定特定創業支援等事業に係る区市町村長の証明書の写し又は商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社若しくは保証協会が発行する創業支援内容証明書

※1 認定特定創業支援事業に係る「創業関連保証」の特例融資対象1については、創業6か月前から利用できるものとします。

※2 直近1年以内に4回以上、1か月以上の継続的な期間実施される創業支援であって、経営、財務、人材育成、販路開拓の全ての知識が身につくものをいいます。

特徴

社会的課題を成長のエンジンに転換して、持続可能な経済社会の実現に取り組むスタートアップと呼ばれる方に

スタートアップ支援

ご利用いただける方

- 2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、以下のいずれかに該当する方
- (1) 以下リンクまたはQRコード先「スタートアップ支援」に記載の事業名 / 取組名及び実施事項に該当する方
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/youushi/youushi>
 - (2) 「創業」の融資残高があり、かつ、保証申込時点で「創業」の要件を満たしている方



融資条件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額*	2億8,000万円（組合4億8,000万円）		
融資期間	15年以内（据置期間2年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の対象となる場合	固定金利	3年以内 2.35%以内 3年超5年以内 2.45%以内 5年超7年以内 2.65%以内 7年超10年以内 2.85%以内 10年超 3.05%以内
		変動金利	「短プラ+0.4%」以内
	責任共有制度の対象外となる場合	固定金利	3年以内 2.15%以内 3年超5年以内 2.25%以内 5年超7年以内 2.45%以内 7年超10年以内 2.65%以内 10年超 2.85%以内
		変動金利	「短プラ+0.2%」以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）。ただし、融資期間が2年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書又は手形貸付とすることができます。		
信用保証料補助	信用保証料の3分の2		
必要書類	3ページの申込書類の「1 共通事項」のほか、融資対象であることが確認できる書類		

※ 平成18年度以降の「ベンチャー」、平成17年度以降の「創業（「創業・先進」を除く。）」、平成16年度の「創業前」「創業後」、平成15年度以前の「創業」「創業1」「創業2」「創業3」及び令和5年度の「先進的創業特例」の既往融資残高を含めます。

海外展開支援

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者で、独立行政法人日本貿易機構、信金中央金庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは公益財団法人東京都中小企業振興公社による海外展開に関する支援又は自らの取組により、海外展開に関する事業計画を策定及び実行する方。

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額※	2億8,000万円		
融資期間	15年以内（据置期間2年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の 対象となる場合	固定金利	3年以内 2.35%以内
			3年超5年以内 2.45%以内
		変動金利	5年超7年以内 2.65%以内
			7年超10年以内 2.85%以内 10年超 3.05%以内
融資利率（年率）	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	3年以内 2.15%以内
			3年超5年以内 2.25%以内
		変動金利	5年超7年以内 2.45%以内
			7年超10年以内 2.65%以内 10年超 2.85%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）		
融資形式	証書貸付		
信用保証料補助	信用保証料の2分の1		
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・3ページの申込書類の「1 共通書類」 ・「海外展開支援」申込書 		

※ 平成28年度以降の「海外展開」の既往融資残高を含めます。

ビジネスチャンス・ナビ

ご利用いただける方

東京都の「ビジネスチャンス・ナビ」に登録している中小企業者又は組合

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額	1億円		
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。ただし、ビジネスチャンス・ナビに掲載された入札・調達案件を受注している場合は、その工事代金等が入金されるまでの期間を据置期間とすることかできる。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の 対象となる場合	固定金利	3年以内 2.35%以内 3年超5年以内 2.45%以内 5年超7年以内 2.65%以内 7年超 2.85%以内
		変動金利	「短プラ +0.4%」以内
	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	3年以内 2.15%以内 3年超5年以内 2.25%以内 5年超7年以内 2.45%以内 7年超 2.65%以内
		変動金利	「短プラ +0.2%」以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）。ただし、融資期間が1年以内（ビジネスチャンス・ナビに掲載された入札・調達案件を受注している場合は、その工事代金等が入金されるまでの期間）の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書又は手形貸付とすることができます。		
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・3ページの申込書類の「1 共通事項」 ・ビジネスチャンス・ナビユーザー登録したことが確認できる書類（登録完了メールの写し等） ・据置期間が1年を超える場合は、ビジネスチャンス・ナビに掲載された入札・調達案件を受注していることが確認できる資料 		
その他	融資限度額には、保証協会の「ナビ連携A」及び「ナビ連携B」、平成29年度以降の「事業・ナビA」及び「事業・ナビB」並びに令和2年度以降の「ナビA」及び「ナビB」の既往融資残高を含めます。		

設備投資・企業立地促進〔設備投資〕

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者で、事業の実施に必要な設備（機械・装置、工具・器具、備品等）の導入、増強、改良、補修等（テレワーク又はDX推進に資する設備並びにICT・IoT・AI・ロボットを活用した設備の導入を含む。）を行う方、又は建物の改修、建替等（耐震化、バリアフリー化を含む。）を行う方

融資条件

資金使途	設備資金に付随する運転資金・設備資金		
融資限度額※1	2億8,000万円		
融資期間	20年以内（据置期間2年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の対象となる場合	固定金利	3年以内 2.35%以内 3年超5年以内 2.45%以内 5年超7年以内 2.65%以内 7年超10年以内 2.85%以内 10年超 3.05%以内
		変動金利	「短プラ+0.4%」以内
	責任共有制度の対象外となる場合	固定金利	3年以内 2.15%以内 3年超5年以内 2.25%以内 5年超7年以内 2.45%以内 7年超10年以内 2.65%以内 10年超 2.85%以内
		変動金利	「短プラ+0.2%」以内
	分割返済（元金据置期間は2年以内）。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付		
信用保証料補助	信用保証料の3分の2		
必要書類	・3ページの申込書類の「1 共通書類」 ・設備投資計画添付書及び設備計画書※2		

※1 平成20年度以降の「立地」、平成26年度以降の「設備・立地」並びに、令和2年度以降の「設備投資」及び「立地促進」の既往融資残高を含めます。

※2 区市町村の制度融資と併用し、又は区市町村の制度融資と同時に申込みをする場合は、区市町村所定の計画書で代用することができます。

設備投資・企業立地促進〔企業立地促進〕

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者で、引き続き1年以上（売上発生から1年以上）同一事業を営んでおり、東京都内において工場・事務所・店舗の新增設、移転等を行う方

融 資 条 件

資金使途	設備資金に付随する運転資金・設備資金		
融資限度額※1	2億8,000万円		
融資期間	20年以内（据置期間2年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の対象となる場合	固定金利	3年以内 2.35%以内 3年超5年以内 2.45%以内 5年超7年以内 2.65%以内 7年超10年以内 2.85%以内 10年超 3.05%以内
		変動金利	「短プラ+0.4%」以内
	責任共有制度の対象外となる場合	固定金利	3年以内 2.15%以内 3年超5年以内 2.25%以内 5年超7年以内 2.45%以内 7年超10年以内 2.65%以内 10年超 2.85%以内
		変動金利	「短プラ+0.2%」以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付		
物的担保	原則として物的担保を要します。		
信用保証料補助	信用保証料の3分の2		
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・3ページの申込書類の「1 共通書類」 ・設備投資計画添付書及び設備計画書※2 		

※1 平成20年度以降の「立地」、平成26年度以降の「設備・立地」並びに、令和2年度以降の「設備投資」及び「立地促進」の既往融資残高を含めます。

※2 区市町村の制度融資と併用し、又は区市町村の制度融資と同時に申込みをする場合は、区市町村所定の計画書で代用することができます。

設備立地認定特例

ご利用いただける方

- 「設備投資」又は「企業立地促進」をご利用いただける方で、次のいずれかを満たす方
 (1) 東京都から「地域経済牽引事業計画」の認定及び確認（有効期限内のものに限る。）を受けたこと
 (2) 都内区市町村から「先端設備等導入計画」の認定（有効期限内のものに限る。）を受けたこと

融資条件

融資限度額及び必要書類以外の融資条件	設備投資・企業立地促進に準ずる。
融資限度額※	2億8,000万円（「設備投資」又は「企業立地促進」は含めない。）
必要書類	(1) 東京都知事への計画承認申請の写し、東京都知事からの計画承認通知の写し及びこれに係る確認書の写し（地域経済牽引事業計画※ ² ） (2) 都内区市町村長への認定申請書の写し及び都内区市町村長の認定を受けたことが証明できる書類の写し（先端設備等導入計画※ ² ）

※ 計画期間内のものに限る。

経営強化融資

特徴

外部の専門家の支援を受けつつ、経営基盤を強化したい方に

▶ 特例措置 ～ 強化認定革新特例は「強化認定」の金利から 0.2%優遇

強化認定

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画又は経営力向上計画の認定を受けた(計画期間内のものに限る)こと。

融資条件

資金使途	事業計画の実施に必要な運転資金・設備資金		
融資限度額	1億円(組合2億円)※		
融資期間	10年以内(据置期間2年以内を含む。)		
融資利率(年率)	責任共有制度の 対象となる場合	固定金利	3年以内 2.35%以内 3年超5年以内 2.45%以内 5年超7年以内 2.65%以内 7年超 2.85%以内
		変動金利	「短プラ+0.4%」以内
	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	3年以内 2.15%以内 3年超5年以内 2.25%以内 5年超7年以内 2.45%以内 7年超 2.65%以内
		変動金利	「短プラ+0.2%」以内
返済方法	分割返済(元金据置期間は2年以内)。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
信用保証料補助	信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の2分の1		

必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 ページの申込書類の「1 共通書類」 ・ 中小企業経営強化法の認定を受けたことが確認できる資料の写し（「法に基づく申請書及び認定書」、「認定・認証・登録書」等）
-------------	--

※ 令和2年度以降の「強化認定」及び「強化認定・革新」の既往融資残高を含めます。

経営強化融資

経営強化（強化認定革新特例）

▶ **特例措置 ～ 「経営強化」の金利から 0.2%優遇**

ご利用いただける方
<p>「経営強化」をご利用いただける方で、次の条件を満たす方 経営革新計画（中小企業等経営強化法）に係る東京都のフォローアップ支援（実施フォローアップ）を受けたことについて確認申請書により確認を受けていること。</p>
必要書類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「強化認定」の必要書類 ・ 確認書（経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたことの確認資料）

経営力強化保証対応型 [都経営力強化]

ご利用いただける方

2ページ目の「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者で、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方。

融資条件

資金使途	事業計画の実施に必要な運転資金・設備資金 なお、そのほか、原則として既往の保証協会の保証付融資の全て借り換えの対象となる。ただし、経営安定関連保証（5号）については、経営の安定に必要な事業資金とし、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金 ^{※1} を借り換える場合に限る。
融資限度額 ^{※2}	2億8,000万円（組合4億8,000万円）
融資期間 ^{※3}	運転資金 5年以内（据置期間1年以内を含む。） 設備資金 7年以内（据置期間1年以内を含む。）
融資利率（年率）	【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。） 融資期間 3年以内 2.35%以内 3年超 5年以内 2.45%以内 5年超 7年以内 2.65%以内 7年超 2.85%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）とする。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の2分の1を補助する。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・3ページの申込書類の「1 共通書類」 ・国の「経営力強化保証制度要綱」定める「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ・事業行動計画書（申込人が策定したもの） ・経営安定関連保証（5号）については、保険法第2条第5項第5号に規定する市町村長又は特別区長の認定書
その他	金融機関及び融資対象者の責務及び報告などその他の条件については、国の「経営力強化保証制度要綱」の定めるところとする。

※1 既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金とは以下に掲げるものとする。

- ・新型コロナウイルス感染症対応資金に係る既往借入金
- ・伴走支援型特別保証制度に係る既往借入金
- ・保険法第12条に規定する経営安定保証（保険法第2条第5項第4号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者に係るものに限る。）に係る既往借入金
- ・保険法第15条に規定する危機関連保証（保険法第2条第6項（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特例中小企業者に係るものに限る。）に係る既往借入金
- ・経営安定関連保証（5号）であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金

※2 平成24年度以降の「都経営力強化」、平成29年度の「経営支援特例」、平成30年度の（経営支援（融資対象1）、令和元年度の「経営支援（融資対象1）」及び令和2年度以降の「強化支援」の既往残高を含める。

※3 この制度によって、既往の保証協会の保証付融資を借り換える場合は10年以内とする。

都経営力強化重点支援特例

ご利用いただける方

「都経営力強化」をご利用いただける方で、コロナ関連融資（【別表】参照）の融資残高があること。

融資条件

信用保証料補助 及び必要書類以外の 融資条件	都経営力強化に準ずる。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の3分の2を補助する
必要書類	「都経営力強化重点支援特例」該当届

【別表】

コロナ関連融資とは、以下のメニューの総称とする。	
	・令和元年度～令和3年度危機対応融資（略称：危機対応）※
	・令和元年度～令和2年度新型コロナウイルス感染症対応緊急融資（略称：感染症対応）
	・令和元年度～令和2年度新型コロナウイルス感染症対応緊急借換（略称：感染症借換）
	・令和2年度感染症対応融資（全国制度）（略称：感染症全国）
	・令和3年度～令和5年度新型コロナウイルス感染症対応融資（略称：伴走全国）
	・令和6年度伴走支援融資（略称：伴走全国）
	・令和3年度～令和5年度新型コロナウイルス感染症対応融資（略称：伴走対応）
	・令和6年度伴走支援融資（略称：伴走対応）

※ 新型コロナウイルス感染症に係るもののみ。

特徴

新製品の開発、事業の多角化・転換などを行いたい方に

チャレンジ

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、以下リンクまたはQRコード先「チャレンジ」に記載の事業名/取組名及び実施事項に該当する方

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi>



融資条件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額*	1億円（組合2億円）		
融資期間	10年以内（据置期間2年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の 対象となる場合	固定金利	3年以内 2.35%以内 3年超5年以内 2.45%以内 5年超7年以内 2.65%以内 7年超 2.85%以内
		変動金利	「短プラ+0.4%」以内
	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	3年以内 2.15%以内 3年超5年以内 2.25%以内 5年超7年以内 2.45%以内 7年超 2.65%以内
		変動金利	「短プラ+0.2%」以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・3ページの申込書類の「1 共通書類」 ・「チャレンジ」申込書 ・「令和8年度東京都中小企業制度融資 連携事業等一覧 チャレンジ」に記載のいずれかの事業/取組の必要書類 ・助成金交付決定を受けたことがわかる書類（助成金交付決定通知書等）の写し 		

※ 平成18年度以降の「チャレンジ」、平成17年度以降の「承継」並びに平成16年度以降の「チャレンジ1」、「チャレンジ2」、「地域支援」及び「多角化」の既往融資残高を含めます。

構造改革支援

ご利用いただける方

- 2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、以下のいずれかに該当する方
- (1) 構造改革支援事業計画を策定していること。
 - (2) 国の「中小企業新事業進出促進補助金」の交付決定を受けた（交付決定後3年以内のものに限る。）こと。
 - (3) 国の「事業再構築補助金」の交付決定を受けた（交付決定後3年以内のものに限る。）こと。
 - (4) 東京都の「金融・経営一体型支援事業」の支援を受けていること。

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額*	2億8,000万円（組合4億8,000万円）		
融資期間	15年以内（据置期間5年以内）		
融資利率（年率）	責任共有制度の 対象となる場合	固定金利	3年以内 2.35%以内
			3年超5年以内 2.45%以内
	変動金利	5年超7年以内 2.65%以内	
		7年超10年以内 2.85%以内 10年超 3.05%以内	
責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	3年以内 2.15%以内	
		3年超5年以内 2.25%以内 5年超7年以内 2.45%以内 7年超10年以内 2.65%以内 10年超 2.85%以内	
		変動金利	「短プラ+0.2%」以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は5年以内）。 ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
信用保証料補助	信用保証料の3分の2		
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・3ページの申込書類の「1 共通書類」 (1)の場合、「構造改革支援」事業計画書 (2)の場合、「中小企業新事業進出促進補助金」の交付決定を受けたことが確認できる書類の写し（交付決定通知の写し等） (3)の場合、国の「事業再構築補助金」の交付決定を受けたことが確認できる書類の写し（交付決定通知の写し等） (4)の場合、「金融・経営一体型支援事業」支援内容証明書 		

※ 令和3年度以降の「事業・業態転換」を含める。

事業承継融資

特徴 事業承継に必要な資金を調達したい方に

▶ 特例措置 ～事業承継支援特例は「事業承継」の金利から 0.2%優遇

事業承継一般

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者で、次の（１）から（４）までのいずれかに該当する方

- （１）事業承継を 10 年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組む方
- （２）事業を承継した日から 5 年未満であって、事業計画を策定し、承継後の経営の安定化等に取り組む方
- （３）事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、都道府県知事の認定を受けた方
- （４）事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、都道府県知事の認定を受けた方

融 資 条 件

資金使途	・ご利用いただける方（１）から（３）の場合、運転資金・設備資金 ・ご利用いただける方（４）の場合、他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産を取得するために必要な次のいずれかの資金。ただし、以下のイは会社の株式等に限りません。 ア 事業用資産等の取得資金 イ 会社の株式等の取得資金（株式等を取得することにより、他の中小企業者の総株主等議決権数の 100 分の 50 を超える議決権の数を有することとなる場合に限る。）		
融資限度額*	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）		
融資期間	10 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の対象となる場合	3 年以内	2.35%以内
		3 年超 5 年以内	2.45%以内
融資利率（年率）	責任共有制度の対象外となる場合	5 年超 7 年以内	2.65%以内
		7 年超	2.85%以内
		3 年以内	2.15%以内
		3 年超 5 年以内	2.25%以内
融資利率（年率）	責任共有制度の対象外となる場合	5 年超 7 年以内	2.45%以内
		7 年超	2.65%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 2 年以内）。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
信用保証料補助	信用保証料の 3 分の 2		
必要書類	・ 3 ページの申込書類の「1 共通書類」 ・ ご利用いただける方 ・ （１）の場合、事業承継計画書（承継前） ・ （２）の場合、事業承継計画書（承継後） ・ （３）及び（４）の場合、都道府県知事の認定書（中小企業おける経営の継承の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号）第 12 条第 1 項に係る認定）		

※ 平成 27 年度以降の「事業承継」、平成 30 年度以降の「事業承継（融資対象 1）」及び「事業承継（経営者保証特例）」並びに、令和 2 年度以降の「承継一般」及び「承継経保」の既往融資残高を含めます。

▶ 法人代表者の保証が不要

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者で、次の（１）又は（２）に該当し、かつ（３）に該当する方。ただし、既に信用保証協会の事業承継特別保証制度を利用したことがある方は、当該制度の初回の保証日（貸付実行されたものに限ります。）から３年以内に保証申込みを行うものに限ります。（国の全国統一保証制度）

- （１）保証申込受付日から３年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有していること。
- （２）国の「事業承継特別保証制度要綱」に定める期間に事業承継を実施しており、事業承継日から３年を経過していないこと。
- （３）次のアからエまでの全てを満たすこと。
 - ア 資産超過であること。
 - イ EBITDA 有利子負債倍率（＝（借入金・社債－現預金）／（営業利益＋減価償却））が 10 倍以内であること。
 - ウ 法人・個人の分離がなされていること。
 - エ 返済緩和している借入金が無いこと。

融 資 条 件

資金使途	【ご利用いただける方（１）の場合】 事業資金であって、個人の保証人を提供していない既往借入金の返済資金以外の資金 【ご利用いただける方（２）の場合】 事業資金であって、事業承継前（代表者の交代及び追加の登記を行う前）における個人の保証人を提供している既往借入金の返済資金		
融資限度額※	2億8,000万円（組合4億8,000万円）		
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の対象となる場合	3年以内	2.35%以内
		3年超5年以内	2.45%以内
		5年超7年以内	2.65%以内
		7年超	2.85%以内
	責任共有制度の対象外となる場合	3年以内	2.15%以内
		3年超5年以内	2.25%以内
		5年超7年以内	2.45%以内
		7年超	2.65%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
信用保証料補助	信用保証料の3分の2又は保証料率0.2%に相当する信用保証料のいずれか高い方		
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・3ページの申込書類の「1 共通書類」 【国の事業承継特別保証制度要綱で定める以下の書類】 ・事業承継計画書 ・財務要件等確認書 ・借換債務等確認書（既往借入金の借換をする場合） ・他行借換依頼書兼確認書（既往借入金の借換をする場合で申込金融機関以外の借入金を含む場合） ・事業承継時判断材料チェックシート（経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合の料率を使用する場合） 		

※ 令和2年度以降の「承継経保」の既往融資残高を含めます。

事業承継個人融資型

ご利用いただける方

次の(1)又は(2)のいずれかを満たす方

(1) 事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、都道府県知事の認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項に係る認定）を受けた会社である中小企業者の代表者個人であって、以下の会社要件及び代表者要件を満たすこと。

（中小企業者の会社要件） 2ページの「ご利用頂ける方」の条件を満たす中小企業者であること。

（代表者個人要件） 次のアからウまでを満たすこと。

ア 東京都内に住居を有すること。

イ 租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合はこの限りではありません。

ウ 現在かつ将来にわたって暴力団等に該当せず、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

(2) 事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、都道府県知事の認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項に係る認定）を受けた事業を営んでいない個人であって、以下の他の中小企業者の要件及び個人要件を満たすこと。

（他の中小企業者の要件） 2ページの「ご利用頂ける方」の条件を満たす中小企業者であること。

（個人要件） 次のアからウまでを満たすこと。

ア 東京都内に住居を有すること。

イ 租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合はこの限りではありません。

ウ 現在かつ将来にわたって暴力団等に該当せず、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

融資条件

資金使途	【ご利用いただける方（1）の場合】 次のいずれかに該当すること		
	ア 株式等取得資金 イ 事業用資産等取得資金 ウ 事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 エ 遺産分割に伴う返済資金又は遺留分減殺に伴う価格弁償資金 オ 会社の事業活動の継続に特に必要な資金		
	【ご利用いただける方（2）の場合】 次のいずれかに該当すること		
	ア 事業用資産等取得資金 イ 株式等取得資金（株式等を取得することにより、他の中小企業者の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有することとなる場合に限り。）		
融資限度額	2億8,000万円		
融資期間	15年以内（据置期間2年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の対象となる場合	3年以内	2.35%以内
		3年超5年以内	2.45%以内
		5年超7年以内	2.65%以内
		7年超10年以内	2.85%以内
		10年超	3.05%以内

融資利率（年率）	責任共有制度の対象外となる場合	3年以内	2.15%以内
		3年超5年以内	2.25%以内
		5年超7年以内	2.45%以内
		7年超10年以内	2.65%以内
		10年超	2.85%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
信用保証料補助	信用保証料の3分の2		
必要書類	ご利用いただける方(1)の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、3ページの申込書類の「1 共通書類」に定める書類のうち【個人の方】で必要となる書類に加えて、会社である認定中小企業者に関して、【法人の方】で必要となる書類の一部（申込者が個人として他に事業を営んでいない場合には、「確定申告書の写し」及び「納税証明書」は不要です。） ・都道府県知事の認定書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項に係る認定） ご利用いただける方(2)の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、3ページの申込書類の「1 共通書類」に定める書類のうち【個人の方】で必要となる書類。（ただし、「確定申告書の写し」及び「納税証明書」は不要です。） また、経営の承継を行う他の中小企業者に関して、【法人の方】及び【個人の方】で必要となる書類の一部 ・都道府県知事の認定書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項に係る認定） 		

※ 平成30年度以降の「事業承継（融資対象2）」及び令和2年度以降の「承継個人」の既往融資残高を含めます。

事業承継融資

事業承継（事業承継支援特例）

▶ 特例措置 ～ 「事業承継」の金利から0.2%優遇

ご利用いただける方

「事業承継一般、事業承継経営者保証不要型又は事業承継個人融資型（1）」をご利用いただいている方で、次のいずれかの条件を満たす方

- （1）地域持続化支援事業による東京商工会議所、東京都商工会連合会又は町田商工会議所からの支援を1年以内に複数回受け、その証明を受けたこと。
- （2）公益財団法人東京都中小企業振興公社における事業承継・再生支援事業による支援を1年以内に複数回受け、その証明を受けたこと。
- （3）一般社団法人東京都信用金庫協会及び一般社団法人東京都信用組合協会が行う「地域金融機関による事業承継ネットワーク構築支援事業」における、事業承継計画策定のための専門家派遣支援を1年以内に受け、その証明を受けたこと。

必要書類

- ・「事業承継一般、事業承継経営者保証不要型又は事業承継個人融資型」の必要書類
- ・支援団体が発行する事業承継支援内容証明書

事業承継融資

特徴

M&Aによる事業承継に取組みたい方に

M&A 促進

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者で、M&A実施に要する資金を用途とすること。ただし売却側は、M&A実施後に残存事業を継続することを前提としている場合のみ融資申込することができます。

融資条件

資金使途※1	運転資金・設備資金		
融資限度額※2	2億8,000万円（組合4億8,000万円）		
融資期間	15年以内（据置期間5年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の 対象となる場合	固定金利	3年以内 2.35%以内
			3年超5年以内 2.45%以内
融資利率（年率）	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	5年超7年以内 2.65%以内
			7年超10年以内 2.85%以内
融資利率（年率）	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	10年超 3.05%以内
			3年以内 2.15%以内
融資利率（年率）	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	3年超5年以内 2.25%以内
			5年超7年以内 2.45%以内
融資利率（年率）	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	7年超10年以内 2.65%以内
			10年超 2.85%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は5年以内）。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書又は手形貸付とすることができます。		
信用保証料補助	信用保証料の3分の2		
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・3ページの申込書類の「1 共通事項」 ・M&A確認書 		

※1 廃業に向けた事業清算に係る資金及び投機・転売を目的とした株式取得は対象外

※2 令和6年度以降の「M&A」の既往融資残高を含める。

特徴 売上の減少、取引先の倒産、災害等に対応

経営セーフ

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、セーフティネット保証(※)に係る区市町村長の認定（信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号から第 8 号までの認定）を受けた方

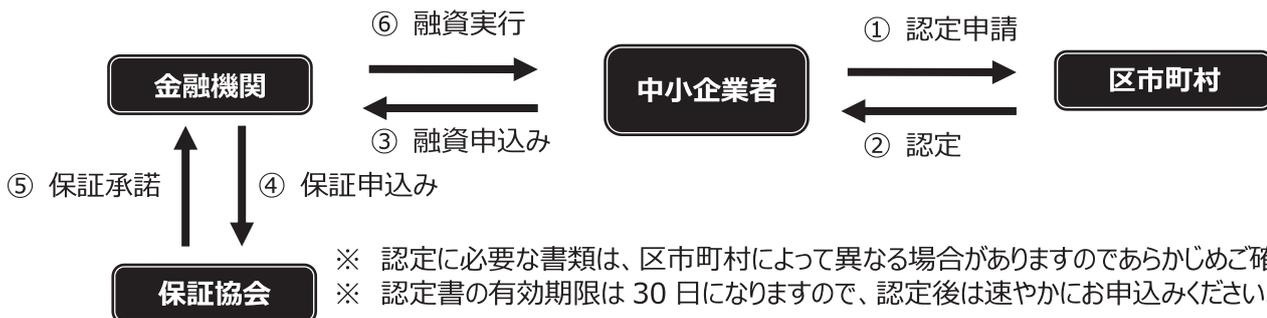
※ セーフティネット保証の内容については、6 ページをご覧ください。

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額※	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）		
融資期間	10 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の対象となる場合	3 年以内	2.35%以内
		3 年超 5 年以内	2.45%以内
		5 年超 7 年以内	2.65%以内
		7 年超	2.85%以内
融資利率（年率）	責任共有制度の対象外となる場合	3 年以内	2.15%以内
		3 年超 5 年以内	2.25%以内
		5 年超 7 年以内	2.45%以内
		7 年超	2.65%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 2 年以内）。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
信用保証料補助	信用保険法第 2 条第 3 項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の 2 分の 1		
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・3 ページの申込書類の「1 共通書類」 ・区市町村長の認定書（信用保険法第 2 条第 5 項に係る認定） 		
その他	申込受付期間は、認定書の有効期間内とします。		

※ 平成 16 年度以降の「経営セーフ」、平成 20 年度以降の「経営緊急」及び平成 23 年度以降の「円高セーフ」の既往融資残高を含めます

< 融資の流れ >



※ 認定に必要な書類は、区市町村によって異なる場合がありますのであらかじめご確認ください。
 ※ 認定書の有効期限は 30 日になりますので、認定後は速やかにお申込みください。

経営一般

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、次の(1)から(9)までのいずれかに該当する方

- (1) 「最近3か月間（申込月の前々月を含めること。）の売上実績」又は「今後3か月間（申込月の翌月を含めること。）の売上見込」が前年同期と比較して、5%以上減少している。
- (2) 原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供（以下「製品等」といいます。）に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品（以下「原油等」といいます。）の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の上げが著しく困難であるため、最近3か月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合を上回っていること。
- (3) 売上高営業利益率が前年同期比20%以上減少している。
- (4) 金融機関からの総借入金が前年同期比10%以上減少している。
- (5) 倒産等企業(※1)に事業上の債権を有している。
- (6) 災害により事業活動に影響を受けている。なお、当該災害について官公庁の発行するり災証明を受けたことが必要
- (7) 東京都知事が指定する経営環境の急激な変化によって事業活動に支障を生じている方であって（アスベスト対策）、別に定める要件に該当している。
- (8) 東京都知事が指定する経営環境の急激な変化によって事業活動に支障を生じているものであって（米国関税措置関連）、別に定める要件に該当している。

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額※2	2億8,000万円（組合4億8,000万円）		
融資期間	10年以内（据置期間2年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の対象となる場合	3年以内	2.35%以内
		3年超5年以内	2.45%以内
5年超7年以内		2.65%以内	
7年超		2.85%以内	
責任共有制度の対象外となる場合	3年以内	2.15%以内	
	3年超5年以内	2.25%以内	
	5年超7年以内	2.45%以内	
	7年超	2.65%以内	
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		

信用保証料補助	信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の2分の1 ただし、ご利用いただける方の(9)に該当する場合は全事業者2分の1
その他	・ご利用いただける方(6)の場合、申込受付期間は、倒産等企業に倒産等の事由が発生した日又は倒産等企業が東京都知事へ届出をした日のいずれか近い日から1年以内とします。

必要書類

- ・ 3ページの申込書類の「1 共通書類」
 - ・ 「経営一般」該当届
 - ・ 融資対象であることが確認できる書類の写し
- ※1 倒産等企業の届出
- (1) 倒産等企業は、倒産等企業の代表者、破産管財人、法的手続を受任した弁護士又は債権者集会の代表者が、倒産等の日から1年以内に「倒産等企業届出書」及び「倒産等関連中小企業者名簿」を、東京都産業労働局金融部金融課に提出するものとします。
 - (2) 倒産等企業の届出の有無の確認は、東京都又は保証協会への照会によることとします。

※2 平成16年度以降の「経営一般」(ただし、令和3年度以降の「経営一般(ウクライナ情勢対応緊急融資)」は除く。)及び平成23年度以降の「円高一般」の既往融資残高を含めます。

経営改善（フェニックス金融支援パッケージ）

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）に定める要件（経営サポート会議等による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行うこと等）に該当する方【国の全国統一保証制度】

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金 ただし、事業再生計画の実施に必要な資金に限る。 （原則として既往の保証協会の保証付融資の全てが借り換えの対象となります。）		
融資限度額 ^{※1}	2億8,000万円（組合4億8,000万円）		
融資期間	15年以内（据置期間3年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の対象となる場合	3年以内	2.35%以内
		3年超5年以内	2.45%以内
		5年超7年以内	2.65%以内
		7年超10年以内	2.85%以内
		10年超	3.05%以内
	※2 責任共有制度の対象外となる場合	3年以内	2.15%以内
		3年超5年以内	2.25%以内
		5年超7年以内	2.45%以内
		7年超10年以内	2.65%以内
	10年超	2.85%以内	
返済方法	分割返済（元金据置期間は3年以内）。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
信用保証料補助	国補助後の事業者負担のうち、3分の2相当分を都が補助		
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 3ページの申込書類の「1 共通書類」 国の「事業再生計画実施関連保証制度要綱」に定める計画書の写し（経営者保証免除対応を適用する場合は「経営者保証免除確認書」） 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 申込受付期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの保証申込受付（東京信用保証協会の受付）とします。 次の①及び②を満たす場合に、経営者保証を免除することができます（信用保証料の上乗せ分も都が補助）。 <ul style="list-style-type: none"> ① 直近の決算書が資産超過であること。 ② 法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。 		

※1 令和元年度の「経営支援（融資対象3）」及び令和2年度以降の「改善サポート」の既往融資残高を含めます。

※2 責任共有の対象外となる保証を付した既往借入金の返済を資金使途とした同額以内での本融資による借換えを行う場合に限り、責任共有制度の対象外となる保証を付した本融資を利用することができます。

フェニックス重点支援特例

ご利用いただける方

「経営改善（フェニックス金融支援パッケージ）」をご利用いただける方で、コロナ関連融資（【別表】参照）の融資残高があること。

融資条件

信用保証料補助 及び必要書類以外の 融資条件	経営改善（フェニックス金融支援パッケージ）に準ずる。
信用保証料補助	国補助後の事業者負担のうち、4分の3相当分を都が補助
必要書類	「フェニックス重点支援特例」該当届

【別表】

コロナ関連融資とは、以下のメニューの総称とする。	
	・令和元年度～令和3年度危機対応融資（略称：危機対応）※
	・令和元年度～令和2年度新型コロナウイルス感染症対応緊急融資（略称：感染症対応）
	・令和元年度～令和2年度新型コロナウイルス感染症対応緊急借換（略称：感染症借換）
	・令和2年度感染症対応融資（全国制度）（略称：感染症全国）
	・令和3年度～令和5年度新型コロナウイルス感染症対応融資（略称：伴走全国）
	・令和6年度伴走支援融資（略称：伴走全国）
	・令和3年度～令和5年度新型コロナウイルス感染症対応融資（略称：伴走対応）
	・令和6年度伴走支援融資（略称：伴走対応）

※ 新型コロナウイルス感染症に係るもののみ。

借換融資

特徴 月々の返済負担を軽減したい方に

特別借換

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、次の（1）及び（2）を満たす方

- （1）保証協会の保証付融資を利用していること。
- （2）事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。

融 資 条 件

資金使途	運転資金 (原則として既往の保証協会の保証付融資の全てが借り換えの対象となります。)
融資限度額	今回借り換える保証協会の保証付融資の既往融資残高に、事業計画の実施に必要な資金及びこの融資に係る諸費用を加えた額の範囲内とします。
融資期間	10年以内（据置期間1年以内を含む。)
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）
融資形式	証書貸付
信用保証料補助	信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の2分の1
必要書類	・3ページの申込書類の「1 共通書類」 ・「特別借換」事業計画書（本制度で借り換える借入金の内容、今後の取組内容、経営実績、今後の見込等を記載した計画で、金融機関を經由して保証協会に提出していただくものです。）

危機対応

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、次のいずれかに該当する方

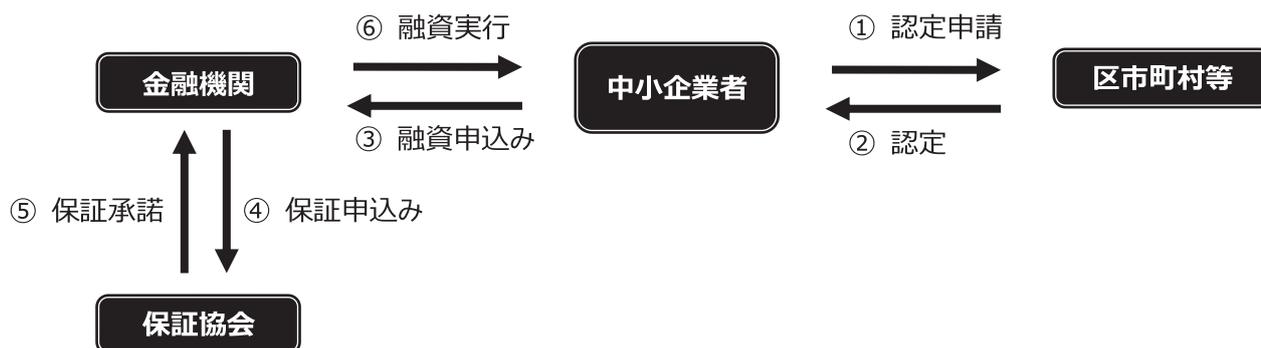
- (1) 東日本大震災復興緊急保証に係る区市町村長等の認定等（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 128 条に係る認定等）を受けた方
- (2) 危機関連保証に係る区市町村長の認定（信用保険法第 2 条第 6 項に係る認定）を受けた方

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額*	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）
融資期間	10 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）
融資利率（年率）	3 年以内 2.15%以内 3 年超 5 年以内 2.25%以内 5 年超 7 年以内 2.45%以内 7 年超 2.65%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 2 年以内）。ただし、融資期間が 2 年以内の場合は一括返済とすることができます。
融資形式	証書貸付又は手形貸付
信用保証料補助	信用保証料の 2 分の 1
必要書類	3 ページの申込書類の「1 共通書類」のほか、区市町村長等の認定書等（東日本大震災法第 128 条に係る認定等）又は区市町村長の認定書（信用保険法第 2 条第 6 項に係る認定）
その他	ご利用いただける方の（1）の場合は、東日本大震災復興緊急保証の適用期間内に貸付実行する必要があります。 ご利用いただける方の（2）の場合は、危機指定期間内に危機関連保証の認定申請がされている必要があります。

※ 平成 23 年度以降の「災害緊急」、平成 30 年度の「危機関連」、平成 31 年度（令和元年）度以降の「危機対応」の既往融資残高を含めます。

< 融資の流れ >



緊急融資

エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資 (略称：エネルギー・ウクライナ・円安等)

特徴

ウクライナ情勢の変化や原油・エネルギー価格その他物価の高騰、円安等の要因により事業活動に影響を受けている方へ（感染症融資の借換も可能です）

ご利用いただける方

- 2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者で又は組合で、(1)又は(2)を満たすもの。
- (1) ウクライナ情勢、円安又はエネルギー関連の要因等を発端として、事業活動に影響を受けていること。
- (2) 次のいずれかを満たすもの
- ア「最近3か月間（申込月の前々月を含めること。）の売上実績」又は「今後3か月間（申込月の翌月を含めること。）の売上見込」が前年同期と比較して10%以上減少していること。
- イ「最近1か月間の売上高総利益率」が前年同月と比較して10%以上減少していること。
- ウ「最近1か月間の売上高営業利益率」が前年同月と比較して10%以上減少していること。

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金 ただし、既往融資の返済を目的とする運転資金は不可		
融資限度額	2億8,000万円（組合4億8,000万円）		
融資期間	15年以内（据置期間5年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の 対象となる場合	固定金利	3年以内 2.35%以内
			3年超5年以内 2.45%以内
融資利率（年率）	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	5年超7年以内 2.65%以内
			7年超10年以内 2.85%以内
融資利率（年率）	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	10年超 3.05%以内
			3年以内 2.15%以内
融資利率（年率）	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	3年超5年以内 2.25%以内
			5年超7年以内 2.45%以内
融資利率（年率）	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	7年超10年以内 2.65%以内
			10年超 2.85%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は5年以内）。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書又は手形貸付とすることができます。		
信用保証料補助	融資残高に応じて以下のとおり東京都が信用保証料を補助する。 【8,000万円以下】信用保証料の5分の4 【8,000万円超】信用保証料の3分の2を補助（信用保険法第2条第3項に定める小規模事業者に対しては、信用保証料の4分の3）		
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・3ページの申込書類の「1 共通事項」 ・「エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資」該当届 ・融資対象であることが確認できる書類（試算表、帳簿の写し等） 		

※令和3年度以降の「経営一般（ウクライナ情勢対応緊急融資）」及び令和4年度の「ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資」、令和5年度の「新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安・エネルギー等対応緊急融資（借換を伴わない場合）」及び令和6年度以降の「エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資（借換を伴わない場合）」の既往融資残高を含める。

都制度融資の相談窓口

○ 東京信用保証協会

八重洲 支店 (千代田・中央・港・島しょ)	03 (6264) 1830	中央区銀座6-17-1 銀座6丁目-SQUARE12階
池袋 支店 (豊島・板橋・練馬)	03 (3987) 5445	豊島区東池袋 1-24-1 ニッセイ池袋ビル 8階
五反田 支店 (品川・目黒)	03 (5447) 8250	品川区東五反田 2-10-2 東五反田スクエアビル 4階
錦糸町 支店 (墨田・江東・江戸川)	03 (5608) 2011	墨田区錦糸 1-2-1 アルカントラルビル 4階
新宿 支店 (新宿・中野・杉並)	03 (3344) 2251	新宿区西新宿 6-3-1 新宿アイランド・ウイングビル 3階
千住 支店 (足立・荒川・葛飾)	03 (3888) 7231	足立区千住仲町 40-10 住友生命北千住ビル 2階
上野 支店 (文京・台東・北)	03 (3847) 3171	台東区元浅草 2-6-7 マチビル 5階
渋谷 支店 (世田谷・渋谷)	03 (5468) 0135	渋谷区渋谷 3-28-13 渋谷新南口ビル 5階
大田 支店 (大田)	03 (5710) 3610	大田区南蒲田 1-20-20 城南地域中小企業振興センター 3階
立川 支店 (八王子支店担当地域以外の多摩地区)	042 (525) 6621	立川市曙町 2-37-7 コアティ立川ビル 5階
八王子 支店 (八王子・町田・日野・多摩・稲城)	042 (646) 2511	八王子市明神町 3-20-6 八王子ファーストスクエアビル 3階
【創業に関するご相談】		
上記の東京信用保証協会各支店において、創業に関する相談・申込を受付けています。		

○ 東京都

産業労働局金融部金融課	03 (5320) 4877	新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 19階北側
大島支庁産業課	04992 (2) 4431	大島町元町字オンダシ 222-1
三宅支庁産業課	04994 (2) 1312	三宅村伊豆 642 番地
八丈支庁産業課	04996 (2) 1113	八丈町大賀郷 2466-2
小笠原支庁産業課	04998 (2) 2122	小笠原村父島字西町

○ (公財)東京都中小企業振興公社

総合支援課	03(3251)7881~2	千代田区神田佐久間町 1-9
城東支社	03 (5680) 4631	葛飾区青戸 7-2-5
城南支社	03 (3733) 6284	大田区南蒲田 1-20-20
多摩支社(産業棟・トスカエア・TAMA)	042 (500) 3901	昭島市東町 3-6-1

○ 東京都中小企業団体中央会 03 (3542) 0386 中央区銀座 2-10-18 中小企業会館内

○ 商工会議所

東 京	03 (3283) 7500	千代田区丸の内 3-2-2
八 王 子	042 (623) 6311	八王子市大横町 11-1
立 川	042 (527) 2700	立川市曙町 2-38-5 ビジネスセンタービル 12階
武 蔵 野	0422 (22) 3631	武蔵野市吉祥寺本町 1-10-7 武蔵野市立武蔵野商工会館内 6F
青 梅	0428 (23) 0111	青梅市上町 373-1
むさし府中	042 (362) 6421	府中市緑町 3-5-2
町 田	042 (722) 5957	町田市原町田 3-3-22
多 摩	042 (375) 1211	多摩市関戸 1-1-5

制度
一覧

産業
育成
支援

女性
活躍
推進

社会
課題
解決

金融
機関
提案

小規
模事
業

一
般事
業

創
業

ア
ス
タ
ー
ト

販
路
開
拓

設
備

経
営
強
化

構
造
改
革

事
業
承
継

経
営
安
定

借
換

危
機
対
応

緊
急

相
談
窓
口

○ 商工会

三鷹	0422 (49) 3111	三鷹市下連雀 3-37-15
小金井市	042 (381) 8765	小金井市前原町 3-33-25
調布市	042 (485) 2214	調布市小島町 2-36-21
狛江市	03 (3489) 0178	狛江市東和泉 1-3-18
小平	042 (344) 2311	小平市小川町 2-1268
東村山市	042 (394) 0511	東村山市本町 2-6-5
西東京	042 (461) 4573	西東京市南町 5-6-18 INGビル内
東久留米市	042 (471) 7577	東久留米市幸町 3-4-12
清瀬	042 (491) 6648	清瀬市松山 2-6-23
国分寺市	042 (323) 1011	国分寺市本多 2-3-3
国立市	042 (575) 1000	国立市富士見台 3-16-4
東大和市	042 (562) 1131	東大和市中心 3-922-14
武蔵村山市	042 (560) 1327	武蔵村山市本町 2-5-1
昭島市	042 (543) 8186	昭島市昭和町 3-10-2 昭島市勤労商工市民センター内
日野市	042 (581) 3666	日野市多摩平 7-23-23
稲城市	042 (377) 1696	稲城市東長沼 2112-1 稲城市地域振興プラザ 2 階
福生市	042 (551) 2927	福生市本町92-5 扶桑会館
日の出町	042 (597) 0270	日の出町平井 3231-1
羽村市	042 (555) 6211	羽村市栄町 2-28-7
瑞穂町	042 (557) 3389	瑞穂町石畑 1973
あきる野 (本所)	042 (559) 4511	あきる野市秋川 1-8 あきる野北プラザ 3 階
〃 (支所)	042 (596) 2511	あきる野市五日市 411
大島町	04992 (2) 3791	大島町元町 1-1-14
新島村 (本所)	04992 (5) 1167	新島村本村 5-1-15
〃 (支所)	04992 (7) 0312	新島村式根島255-1
神津島村	04992 (8) 0232	神津島村 1761
三宅村	04994 (2) 1381	三宅村神着 894
八丈町	04996 (2) 2121	八丈町大賀郷 2551-2
小笠原村	04998 (2) 2666	小笠原村父島字東町
東京都商工会連合会	042 (500) 1140	昭島市東町 3-6-1

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO



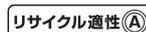
令和 8 年度

東京都中小企業制度融資案内

印刷物規格表 第 6 類

印刷番号 (7) 70

編集・発行
令和 8 年 4 月発行
東京都産業労働局金融部金融課
新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話番号 (03)5320-4877
FAX 番号 (03)5388-1464



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。